

第3期鹿角市地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画

令和6年度～令和10年度

令和6年3月

鹿角市・鹿角市社会福祉協議会

ごあいさつ

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の流行により、私達の生活は一変し、本市においても、様々な事業やイベントが中止や規模の縮小を余儀なくされ、地域福祉活動の分野でも大きな影響がございました。

また、近年は、人口減少や少子高齢化を背景に、人と人とのつながりが希薄化し、介護や子育てへの不安、社会的孤立、ヤングケアラー、8050問題など、地域における福祉課題も多様化・複雑化してきており、市民の福祉ニーズが日々高まってきているのを感じております。改めて、市民が役割をもち、支え合いながら地域をともにつくる「地域共生社会」を実現するため、総合的な支援体制や福祉サービスの必要性を認識したところであります。

本市では、平成26年度から地域福祉施策の指針となる「鹿角市地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、基本理念である『笑顔でつながる福祉のまち 鹿角』のもと、3つの基本目標を掲げ、地域福祉を推進してまいりました。

この度、令和5年度末で第2期鹿角市地域福祉計画の計画期間が終了することから、地域福祉をめぐる課題を整理し、これまでの地域福祉分野における取組みなどを踏まえ、第3期鹿角市地域福祉計画を策定いたしました。前回に引き続き鹿角市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定するとともに、本計画の実効性を高めながら、地域福祉を推進していくため、新たに「重層的支援体制整備事業実施計画」と「成年後見制度利用促進基本計画」を包含した計画としております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました地域福祉計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップなどにご協力いただいた皆様、関係各位に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

鹿角市長 関 厚

ごあいさつ

鹿角市社会福祉協議会では、平成16年度より福祉関係団体等と連携して「地域福祉活動計画」を策定し、地域住民の皆様とともに、地域の支え合い、助け合いによる「地域福祉の推進」への取組みに力を注いできました。

近年の人口減少や少子高齢化、働き方などの生活様式の多様化を背景とした、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応や障がい者の自立支援など、求められる福祉ニーズが益々複雑・多様化してきております。また、新型コロナウイルス感染症の影響は未だ続いており、福祉関係者は通常業務に加えて感染症に対する気遣いをする毎日が続いております。

このような中、これまでの地域福祉分野における取組みなどを踏まえ、地域福祉をめぐる課題を整理するとともに、地域ニーズに基づく課題解決に向けて、中長期的な視点で計画的に取組みを進めていくため、「第5期地域福祉活動計画」を策定いたしました。前回に引き続き、鹿角市が策定する「地域福祉計画」と同一歩調を取り、双方の整合性を持たせた形で策定しました。一体的に策定したことで、お互いの役割を分担し、連携しながら地域福祉を推進することとしておりますが、本計画をさらに実効性のあるものにしていくためにも、市民の皆様はもとより、地域福祉に関わる全ての関係団体と連携・協働のもと計画の実現に向けてご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました地域福祉計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップなどにご協力をいただきました皆様方に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人鹿角市社会福祉協議会会長 石 井 勲

目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	2
第1節 計画の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画策定のプロセス	4
第2章 鹿角市の概況	7
第1節 人口・世帯の状況	7
第2節 要介護高齢者・障がいのある人の状況	10
第3章 計画の基本的な考え方	16
第1節 地域福祉とは	16
第2節 基本理念	19
第3節 基本目標	20
第4節 取組みの体系	21
第4章 取組みと役割分担	23
第1節 基本目標1：福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	23
第2節 基本目標2：安心安全な暮らしを支える体制づくり	32
第3節 基本目標3：誰もが気軽に参加できる環境づくり	44
第5章 重層的な支援体制の整備について（重層的支援体制整備事業実施計画）	56
第1節 計画の策定にあたって	56
第2節 重層的支援体制整備事業の概要	57
第3節 今後の取組みについて	59

第6章 成年後見制度の利用促進について（第2期成年後見制度利用促進基本計画）	・・・69
第1節 計画の策定にあたって	・・・69
第2節 現状と課題	・・・71
第3節 今後の取組みについて	・・・76
第7章 社会福祉協議会の取組み（第5期地域福祉活動計画）	・・・80
第1節 計画づくりの趣旨	・・・80
第2節 取組みの体系	・・・80
第3節 具体的な事業・活動内容	・・・82
第8章 計画の評価・見直しについて	・・・91
資料編	・・・92

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第4節 計画策定のプロセス

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨

■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

■「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

■計画策定の考え方

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動について定める「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進に係わる方々の参加と協力を得ながら、取組みを展開するという共通の目的を持つものです。

これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民をはじめとして、ボランティア団体、NPO、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体など、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の役割や関係が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

このような考え方にに基づき、鹿角市及び鹿角市社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

また、本計画は、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築するため、より実践的な「重層的支援体制整備事業実施計画」及び成年後見制度の利用促進を図るための「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとします。

※重層的支援体制整備事業実施計画：社会福祉法第106条の5

※成年後見制度利用促進基本計画：成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条

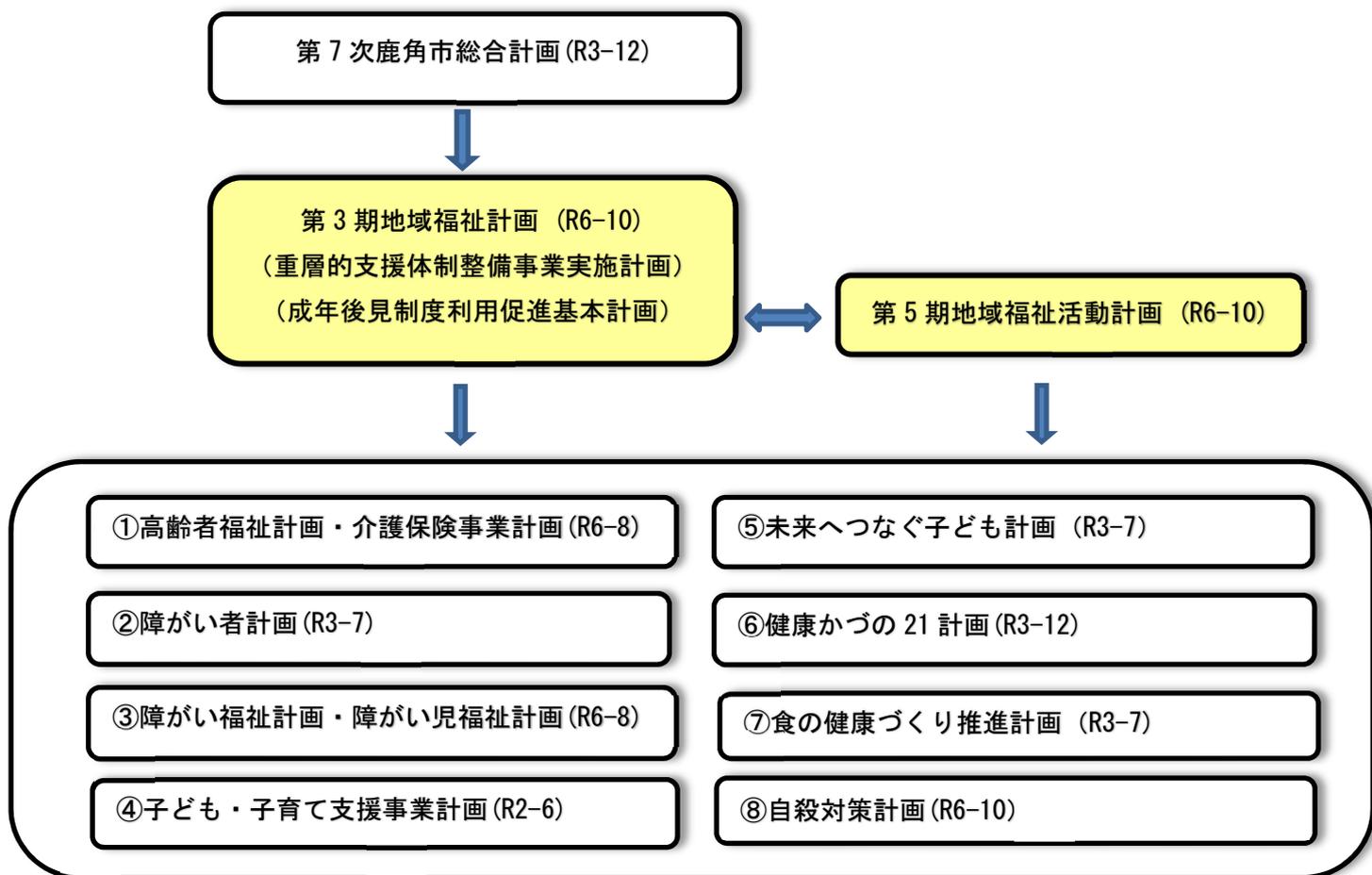
第2節 計画の位置づけ

本計画は第7次鹿角市総合計画を実現するための福祉保健部門の基本計画であり、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉など、他の福祉分野ごとの実施計画を推進する上での共通理念を示す上位計画です。

令和2（2020）年6月に社会福祉法が改正され、これまでも地域福祉の推進は地域住民が主体になって行うとされてきましたが、「地域住民が主体である」ということが明示されました。同法第4条では、地域福祉の推進は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように」と定められ、同法第107条では、市町村が「地域福祉計画」を策定することが規定されています。

地域福祉の推進にあたっては、分野横断的な施策の取組みが必要になってきますので、その実現のため、地域住民、福祉関係事業者、関係団体、社会福祉協議会と行政が互いに連携していくことが求められています。

「計画の位置づけイメージ」



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

また、社会情勢や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第4節 計画策定のプロセス

① ワークショップ（福祉のまちづくり推進会議）（令和5（2023）年7月7日、10日実施）

【方法】

社会福祉協議会福祉員・福祉協力員、民生委員・児童委員が参加する福祉のまちづくり推進会議において、地域の現状や課題についてワークショップを実施しました。

テーマ：「地域の課題とその解決策」について

市内4地区で開催、参加者数110人

②地域福祉計画等策定委員会

第1回策定委員会：現計画の評価と次期計画の策定方針、アンケート調査について
（令和5（2023）年7月14日）

第2回策定委員会：計画の素案について、グループワークについて
（令和5（2023）年11月13日）

第3回策定委員会：パブリックコメントの結果、計画の概要について
（令和6（2024）年2月5日）

③地域福祉活動計画実態調査（令和5（2023）年8月15日～9月16日まで実施）

【方法】

調査票を配付・回収する方法で実施しました。

主な設問項目：

- ・ひきこもり世帯について
- ・ヤングケアラーについて
- ・支援を必要とする外国人について

【調査対象／回収率】

民生委員114人へ会議の場で配布、郵送による回収 回収率：80.7%

④地域福祉に関する市民アンケート（令和5（2023）年8月21日～9月15日まで実施）

【方法】

地域福祉やその推進にかかわる事項についてのアンケートで、調査票を郵送・回収する方法で実施しました。

主な設問項目：

- ・日常生活の困りごとを誰に相談するか
- ・どのような地域活動に参加しているか
- ・成年後見制度について

【調査対象／回収率】

無作為抽出した満20歳以上74歳以下の市民1,400人へ郵送
郵送による回収 回収率：43.1%

⑤地域福祉に関する事業所アンケート（令和5（2023）年8月21日～9月15日まで実施）

【方法】

事業所に対し、地域福祉に関する取組状況について、調査票を郵送・回収する方法で実施しました。

【調査対象／回収率】

介護保険事業所、障がい福祉事業所、児童福祉事業所 74施設
郵送による回収 回収率：73.0%

⑥パブリックコメント（令和5（2023）年12月26日～1月25日まで実施）

【方法】

市ホームページ等で、計画（案）に対する意見を募集しました。
意見件数：0件

第2章 鹿角市の概況

第1節 人口・世帯の状況

第2節 要介護高齢者・障がいのある人の状況

第2章 鹿角市の概況

第1節 人口・世帯の状況

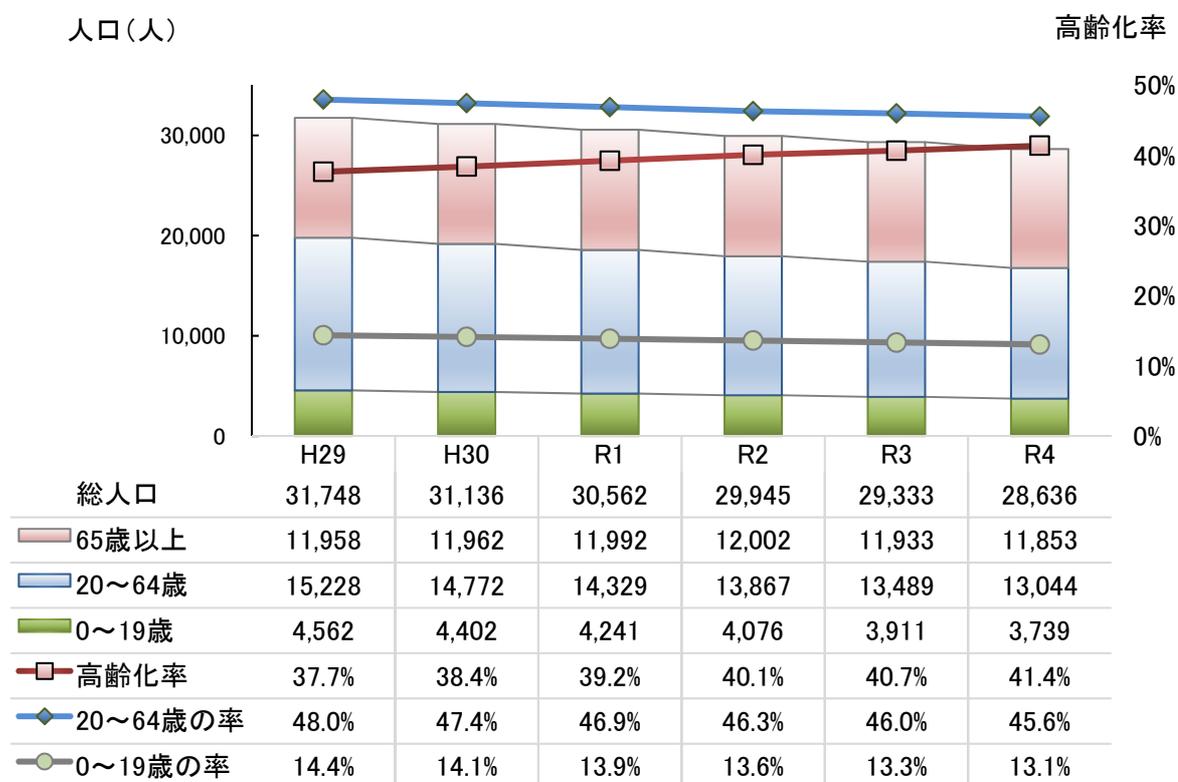
1 人口構成の推移

全国的に少子高齢化が進む中、鹿角市では65歳以上の高齢者が令和2（2020）年をピークに減少段階に入りましたが、高齢化率は令和4（2022）年に41.4%となっており、上昇しています。

出生数は、平成25（2013）年以降減少傾向が続き、令和4（2022）年には100人を割り、平成25（2013）年と比較すると半数近くに減少しています。

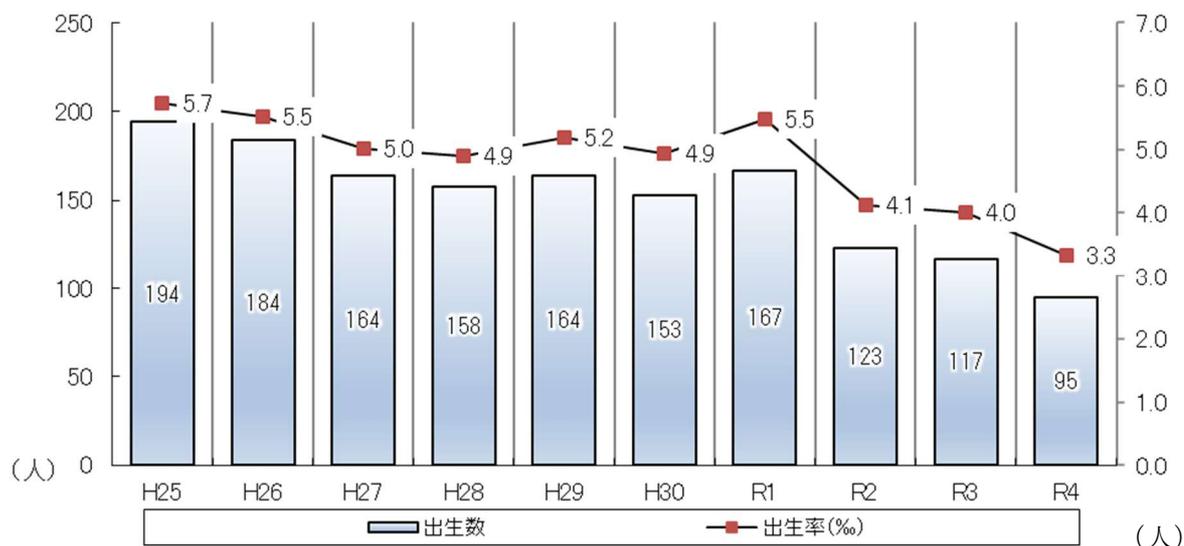
今後も、人口減少を背景に、少子高齢化が進行するものと推測されます。

「鹿角市の総人口、高齢化率」



資料：住民基本台帳、各年9月末

「出生数及び出生率の推移」



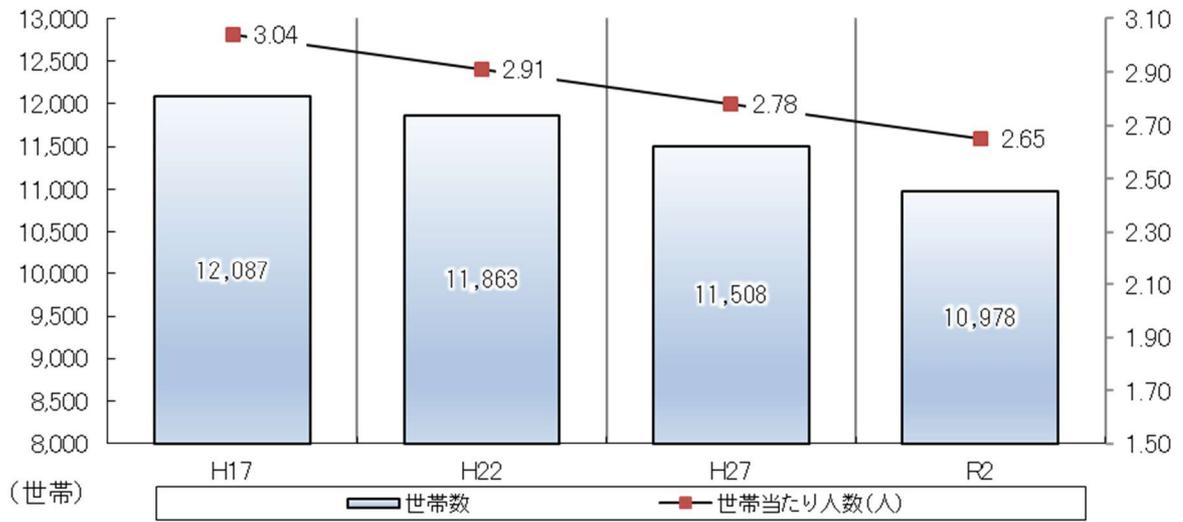
資料：住民基本台帳、1月～12月

2 世帯構成の推移

総世帯数は、平成17（2005）年に12,087世帯でしたが、令和2（2020）年には10,978世帯となり減少しています。また、1世帯あたりの人数も平成22（2010）年に3人を割り込み、核家族化が進行しています。

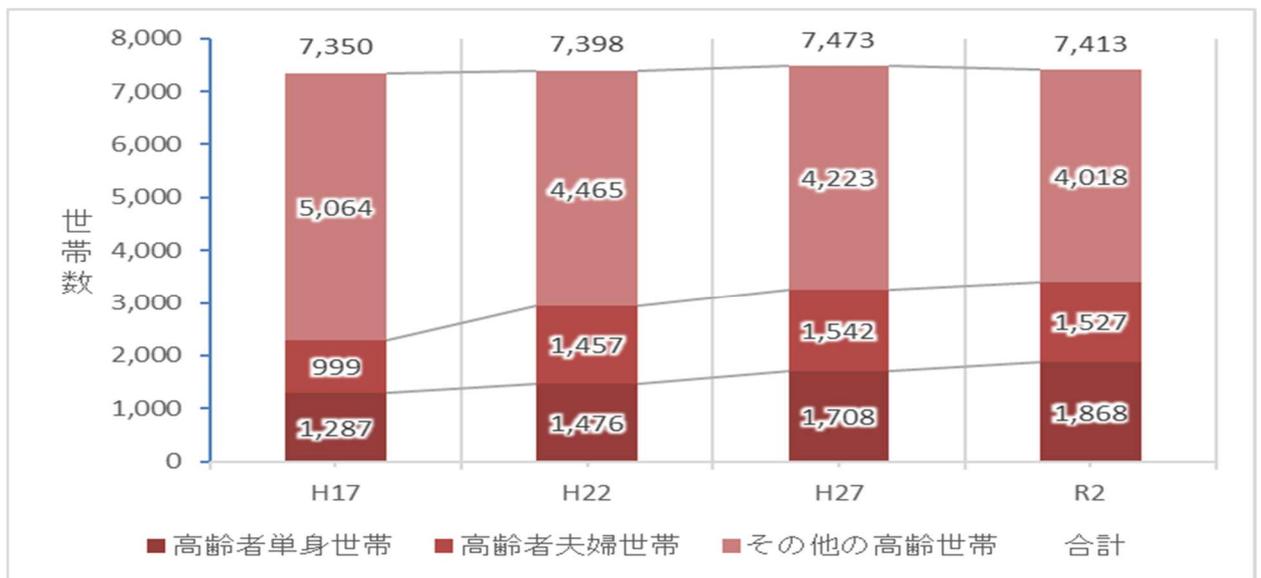
高齢者を含む世帯数は、平成17（2005）年から令和2（2020）年にかけて大きな変化はみられませんでした。高齢者の単身世帯と高齢者の夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、ともに平成17（2005）年から令和2（2020）年にかけて約600世帯程が増加しています。

「世帯数の推移」



資料：鹿角市統計書

「高齢者世帯の推移」



高齢単身世帯：65歳以上の単身の世帯
 高齢夫婦世帯：夫婦とも又はいずれか一方が65歳以上の夫婦一組のみの世帯
 その他高齢世帯：高齢者のいる世帯から上記の2つを除いたもの

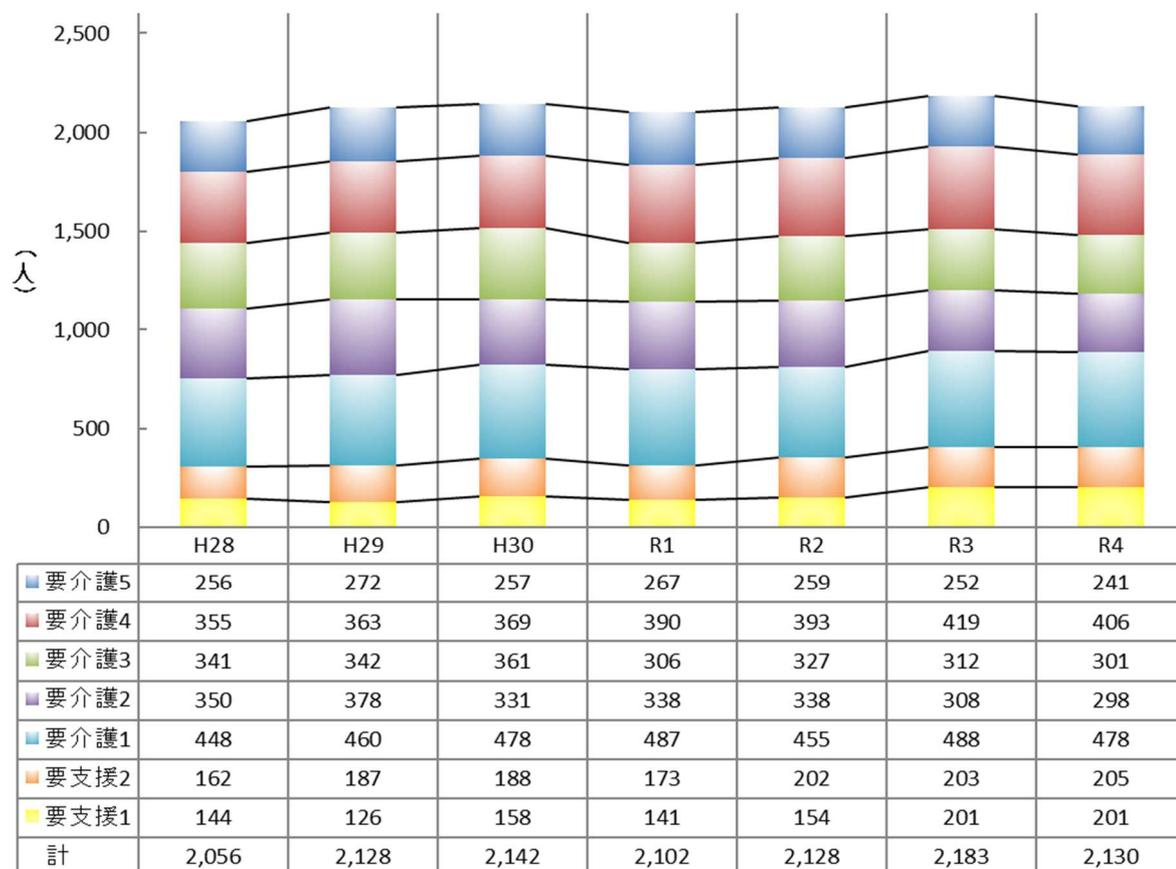
資料：鹿角市統計書

第2節 要介護高齢者・障がいのある人の状況

1 要介護（支援）認定者数の状況

介護保険制度による要介護（支援）の認定者の総数は、令和3（2021）年までは増加傾向にありましたが、令和4（2022）年には減少に転じ、2,130人となっています。要介護度別にみると、令和3（2021）年から令和4（2022）年にかけて、要介護1から要介護5までが減少しています。

「要介護・要支援認定者数（第1号被保険者数）」

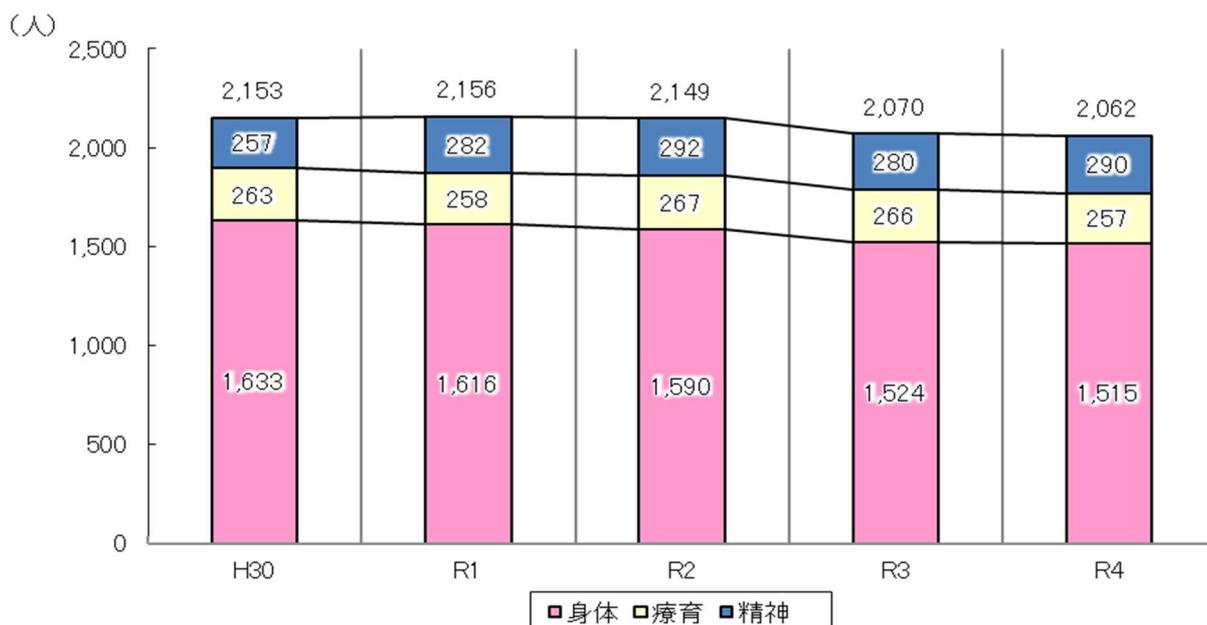


資料：介護保険事業状況報告

2 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は3障がい合わせて全体で減少傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者数は微増傾向にあります。

「障害者手帳所持者数の推移」



(1) 身体障がいのある人の状況

H30（2018）年度からR4（2022）年度の身体障害者手帳の所持者数は減少しています。障がい種別では、肢体不自由が5割を超えています。また、内部障がいが全体の3割以上を占めています。

「身体障害者手帳所持者数の推移」

単位：人

区分		H30	R1	R2	R3	R4
総数		1,633	1,616	1,590	1,524	1,515
障がい程度別	1級	511	520	493	338	443
	2級	256	252	248	277	242
	3級	309	298	299	344	297
	4級	360	358	374	387	368
	5級	109	106	100	99	94
	6級	88	82	76	79	71
障がい種別	視覚障がい	75	77	70	68	75
	聴覚・平衡機能障がい	111	107	105	103	89
	音声・言語・そしゃく機能障がい	13	12	13	16	15
	肢体不自由	999	980	916	855	864
	内部障がい	435	440	486	482	472

資料：鹿角市福祉総務課（各年度3月31日現在）

(2) 知的障がいのある人の状況

H30（2018）年度から R4（2022）年度の療育手帳の所持者数は横ばい傾向にあります。R4（2022）年度では障がい程度別でみると、重度が 47.8%、中・軽度が 52.1%であり、過去 5 年で重度の人の割合は増加傾向にあります。

「療育手帳所持者数の推移」

単位：人

区 分		H30	R1	R2	R3	R4
総 数		263	258	267	266	257
障がい 程度別	A（重度）	118	119	127	126	123
	B（中・軽度）	145	139	140	140	134

資料：鹿角市福祉総務課（各年度 3 月 31 日現在）

(3) 精神障がいのある人の状況

H30（2018）年度から R4（2022）年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっています。障がい程度別では、H30（2018）年度と R4（2022）年度を比較すると、1 級の方の割合が減少し、2 級及び 3 級の人の割合が増加しています。

「精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移」

単位：人

区 分		H30	R1	R2	R3	R4
総 数		257	282	292	280	290
障がい 程度別	1 級	71	68	72	62	55
	2 級	148	164	176	173	186
	3 級	38	50	44	45	49

資料：鹿角市福祉総務課（各年度 4 月 1 日現在）

3 民生委員・児童委員やボランティア団体等の状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。鹿角市の民生委員・児童委員の定数は125人（うち主任児童委員が9人）となっております。また、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員の主な職務は、以下のとおりです。

- 住民の生活状態の把握をし、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
- 要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- 社会福祉事業者などと連携し、その事業または活動を支援すること。
- 福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

(2) 社会福祉協議会福祉員

社会福祉協議会福祉員は、各行政区（自治会）より選出され、地域において高齢者、子育て中の親子、障がいのある人など、援助を必要とする本人や家族に対して、相談相手となるとともに、民生委員・児童委員と連携を図りながら、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役です。

※社会福祉協議会福祉員：社会福祉協議会会長が自治会長または自治会内の者に委嘱（任期1年）。社会福祉協議会活動事業の周知、保健福祉活動の推進、会員の加入促進などを行う。

(3) ボランティア団体等

以下の団体が、鹿角市ボランティアセンター^(注)に登録され、地域において活動しています。

「鹿角市ボランティアセンターに登録されている団体並びに活動内容」

ボランティア団体名	活動内容
朗読ボランティア「わたぼうし」	視覚障がい者のための声の広報テープ作成
鹿角手話研究会「こぶしの会」	聴覚障がい者への手話通訳、手話講習会開催
パソコンボランティアの会 「ときどき倶楽部」	子ども、高齢者、障がい者を対象としたパソコン指導
鹿角市青年ボランティア	子どもの育成・福祉施設への協力、災害時のボランティア支援活動
精神保健ボランティアの会 「でねが〜」	精神に障がいがある方が気軽に立ち寄れる場所として、「さわやかサロン」を開設
鹿角アディクション問題を考える会	依存症についての相談、学習会の開催など
花輪女性ボランティア	花輪地区の女性民生委員・児童委員で組織。各種イベントでのボランティア活動
点訳ボランティア	小中学校での点字の学習会
鹿角市日赤奉仕団	福祉施設の訪問、献血推進活動、救急法や健康生活支援講習等の講習会の開催
十和田ボランティア	十和田地区の民生委員・児童委員で組織。各種イベントでのボランティア活動
鹿角市老人クラブ連合会	一人暮らし高齢者への友愛訪問活動、交通安全運動、声かけ運動など
除雪ボランティア	身近に除雪の協力を得られない一人暮らしの高齢者や障がい者世帯を対象とする市民ボランティアによる除雪支援活動
災害ボランティア	災害ボランティアセンターの運営や市内外の被災者支援、生活再建などへの支援活動
介護支援ボランティア	65歳以上の方の介護予防の推進と、生き生きとした地域社会づくりを目的とした活動
生活援助ボランティア	高齢者の在宅生活を支援する、市民による市民への助け合い活動

(注)「鹿角市ボランティアセンター」：地域住民の参画によるボランティア活動の推進と、児童生徒に思いやりの心を育む福祉教育の推進に取り組んでいます。ボランティア活動を紹介するほか、各種ボランティア研修会などの事業を行っています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 地域福祉とは

第2節 基本理念

第3節 基本目標

第4節 取組みの体系

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において、人々が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

国では、地域福祉の推進において、「地域共生社会」という理念を打ち出しました。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

地域福祉計画は、これまでの地域福祉にかかわる取組み等をもとにしながら、地域共生社会を実現するための計画として策定・改定する必要があります。そのため、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造という視点を重視しながら進めていくことが必要となってきます。

また、地域福祉を進めるうえで、地域住民一人ひとりが地域社会を構成する大切な一員であることを認識し、さまざまな立場の人々が協力することが必要です。

人々が生活を営んでいる場所としての地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすい場所となるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの活動（自助）や、隣近所の住民同士などがお互いに支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動を行う人たち、福祉サービス事業者などによる地域で組織化された活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などにより自助や互助の「力」が低下するなか、その重要度がますます高まっています。

自助：個人や家族による支え合い・助け合い

互助：隣近所の手助けなど、身近な人間関係の中での助け合い

共助：地域活動・ボランティアなどによって地域で支え合うこと

公助：自助、互助、共助で解決できない課題に対し、行政等が行う支援や公的制度

【福祉圏域について】

地域福祉の施策や取組みを展開する地域は、活動範囲やネットワークのあり方によって、階層的な圏域に分けることができます。

一番身近なところでは、いわゆる隣近所としての捉え方があります。隣近所の範囲については、その使われ方によって様々ですが、数世帯から30世帯程度で構成される「隣組」もしくは「組」、「班」などが概ね該当します。この「隣組」が集合して「行政区」が構成されることとなります。

「行政区」については、ひとつの集落の範囲がそのまま行政区となっているところもあれば、いくつか集落が集まり、1つの行政区となっているところもあります。日常的には、「町」もしくは「町内」、「地区」や「(自治)区」などと呼ばれることもあります。

さらに、いくつかの「行政区」によって構成される単位として、「校区」があります。「校区」には、小学校校区と中学校校区がありますが、単に「校区」という場合には、小学校校区を指すことが多いようです。

福祉圏域のイメージ

「第3圏域：市全域」：計画対象範囲である鹿角市全体

本計画の対象範囲全体の地域を「市全域」とします。

鹿角市や鹿角市社会福祉協議会が福祉サービスの提供と、その向上に向け、全市的な取組みを進めています。

「第2圏域：中地域」：おおむね「小学校区」

地域の団体等が連携を図りながら、組織的な地域福祉活動を推進する地域を「中地域」とします。

「第1圏域：小地域」：おおむね「隣組」もしくは「行政区」

生活上のつながりが最も深い地域を「小地域」とします。

「小地域」は、日常的な挨拶や見守り、地域活動を通じた住民同士の交流など、地域福祉推進の基本的な活動が行われる単位となります。

■地域福祉を担う主体

地域福祉の推進にあたっては、「住民」、「地域」、「社会福祉協議会」、「行政」が連携し、複雑多様化する地域課題を解決していく必要があります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。これらの地域福祉を担う主体が互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

■各主体の役割

1 住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会を構成する一員である自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

2 地域の役割

地域においては、生活上のつながりを持つ近隣住民との付き合いや自治会活動などを通じた社会活動を行うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制作りが大切になります。

また地域住民に加え、事業者による福祉サービスの充実や、ボランティア活動など、地域における事業者や各種団体もそれぞれが地域福祉の向上に取り組めます。

3 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。

4 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、地域住民によって構成する組織や団体、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会などと相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策を推進します。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進します。

第2節 基本理念

鹿角市においては、少子高齢化の進行とともに、世帯の核家族化や高齢者世帯が増加しております。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域や家族間のつながりが希薄化し、地域において様々な問題が発生しています。

このような中、市民や地域、行政等が世代や分野を越えてお互いに助け合い、支え合い、共生する社会を目指す「地域共生社会」の実現に向けた取組みが重要となってきます。

本計画では、地域において、人と人との「つながり」を再構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民が世代や分野を越えて「支え手」「受け手」となる仕組みをつくることを目指し、「未来につながる福祉のまち 鹿角」を基本理念に掲げます。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の推進については、国レベルの実施だけでなく、地方自治体における積極的な推進も必要です。鹿角市では、第7次総合計画の各部署の事業、取組みについて、関係者が連携・協力しながら持続可能なまちづくりを行っていくことによって、SDGsの実現に貢献することを目指しており、鹿角市の地域福祉の取組みは、SDGsの実現においても不可欠な取組みです。

＜基本理念＞
未来につながる福祉のまち 鹿角

第3節 基本目標

鹿角市の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、前述の基本理念のもとで実現すべき基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域を目指します。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みを整えます。また、地域のなかで問題を相談・解決できる仕組みをつくります。

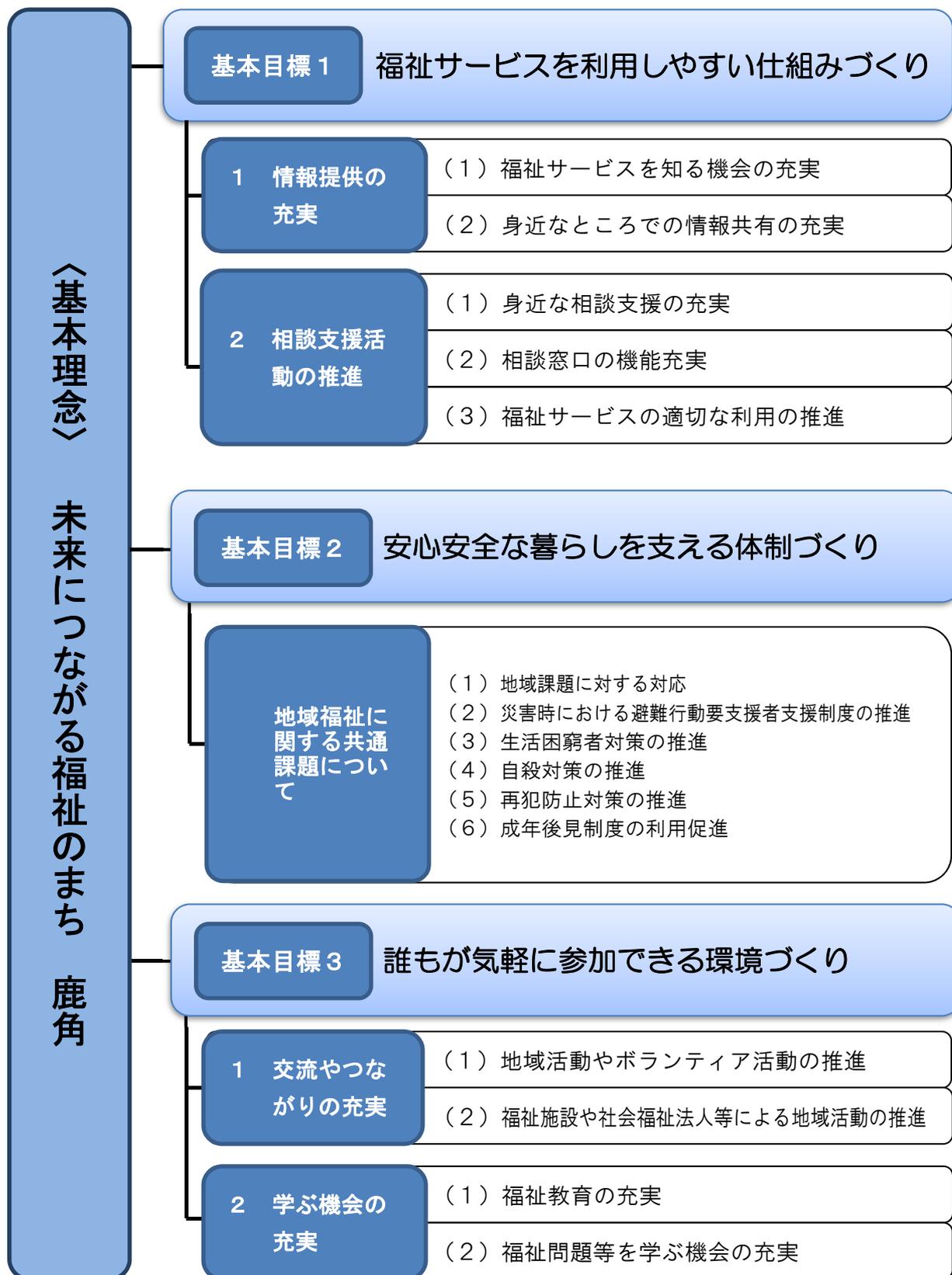
基本目標2 安心安全な暮らしを支える体制づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域を目指します。そのために、福祉サービスを提供できる体制づくりを進めます。また、地域での支え合いを推進し、災害時や緊急時の支援体制の確立など、地域において様々な不安を解消する体制を整えます。

基本目標3 誰もが気軽に参加できる環境づくり

誰もが、気軽に地域福祉活動に参加できる地域を目指します。そのために、地域活動の活性化やボランティア活動の推進ならびに福祉施設等の地域活動への参加の推進を図り、社会参加の機会が充実した環境づくりを進めます。また、学びの機会を充実させることで、地域福祉活動への参加と協力を促す環境を整えます。

第4節 取組みの体系



第4章 取組みと役割分担

第1節 基本目標1

(福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり)

第2節 基本目標2

(安心安全な暮らしを支える体制づくり)

第3節 基本目標3

(誰もが気軽に参加できる環境づくり)

第4章 取組みと役割分担

第1節 **基本目標1：福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり**

1 情報提供の充実

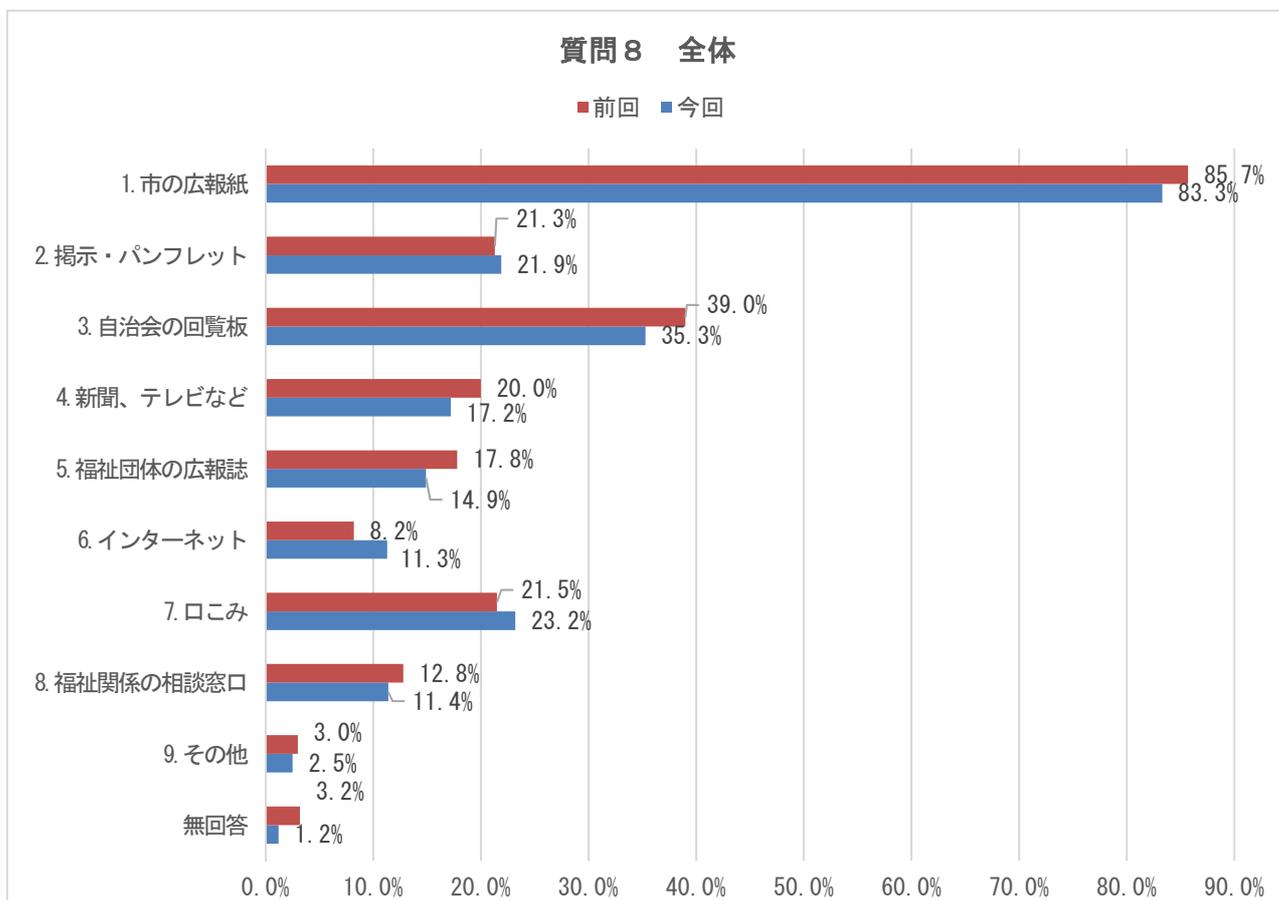
(1) 福祉サービスを知る機会の充実

現状と課題は？

市民アンケート調査から

- 情報を得る手段として、「市の広報紙」が一番多く、次いで「自治会の回覧板」、「口コミ」と続きます。
- 前回（平成30年9月実施）のアンケートと比較し、「インターネット」と回答した方の割合が3.1ポイント増えています。
- 「福祉団体の広報紙」「福祉関係の相談窓口」が前回と比べ減少しています。

「福祉に関する情報を得る手段について」



みんなで取り組むことは？

福祉サービスを必要とする人が、必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、自分が地域福祉推進の主体であるという意識をもつていただくため、様々な機会を捉えて啓発活動に取り組めます。

<p>自分や家族ができること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家族や隣近所に声をかけ、自治会の行事や地域の活動に参加し、地域や福祉のことについて考えます。 ●広報やホームページなどの内容について家族で話します。 ●どのような福祉サービス情報が必要なのかというニーズを、行政窓口伝えるなど、積極的に発信します。
<p>地域において取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会の総会や行事などで地域福祉について話し合い、身近な問題を共有します。 ●回覧板を活用し、必要な情報を伝達します。 ●地域の団体、民生委員・児童委員、福祉員などによる相談支援活動に努め、福祉サービスの情報提供の機会として活用します。
<p>社会福祉協議会が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙「社会福祉かづの」やホームページ、インスタグラム等のSNSを活用し、地域内の福祉活動の実践紹介や福祉サービス情報の提供を行うなど、「地域福祉活動の見える化」を図ります。 ●「社会福祉かづの」やホームページ、パンフレットの文字を大きくし、わかりやすい文章表現とするなど工夫します。 ●小地域での座談会を定期的で開催し、福祉サービスや福祉活動に関する情報提供を行います。
<p>行政が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報かづの」やホームページのほか、インターネットやコミュニティFMなどにより、福祉サービス情報を発信します。 ●高齢者、障がいのある人向けに文字を大きくしたり、点訳・音訳するなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉サービス情報を提供します。 ●福祉サービスの内容や利用の手続きの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子等を作成します。 ●地域の組織や団体を通じ、あらゆる機会を活用して、福祉サービスや制度の利用拡大に努めます。

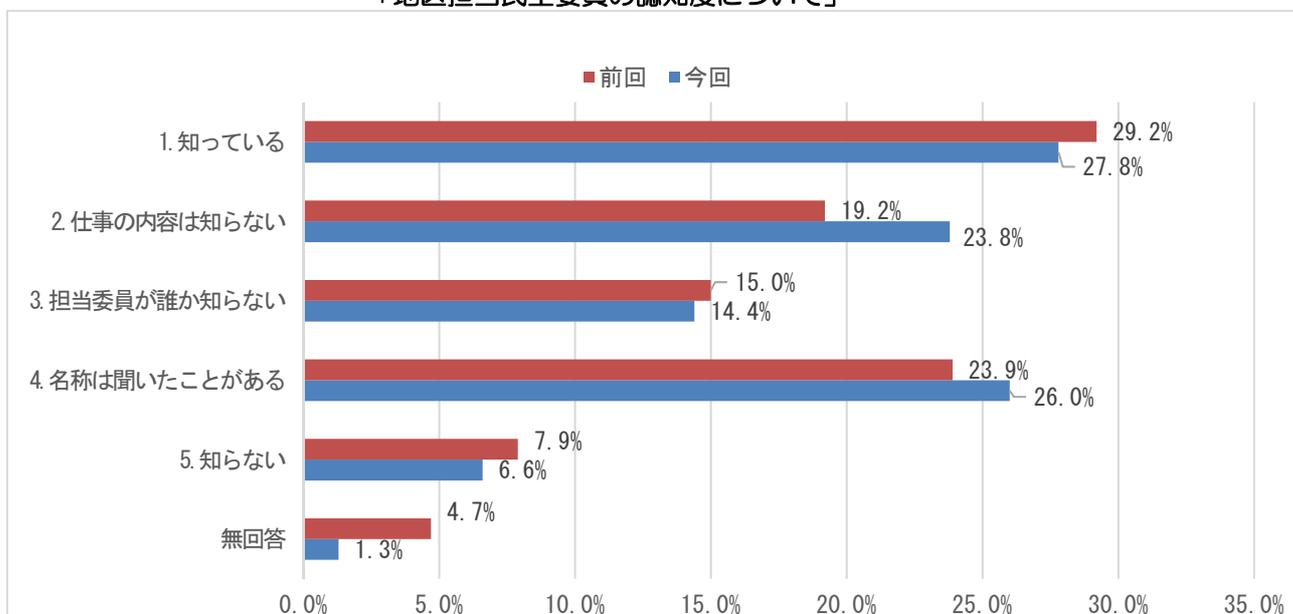
(2) 身近なところでの情報共有の充実

現状と課題は？

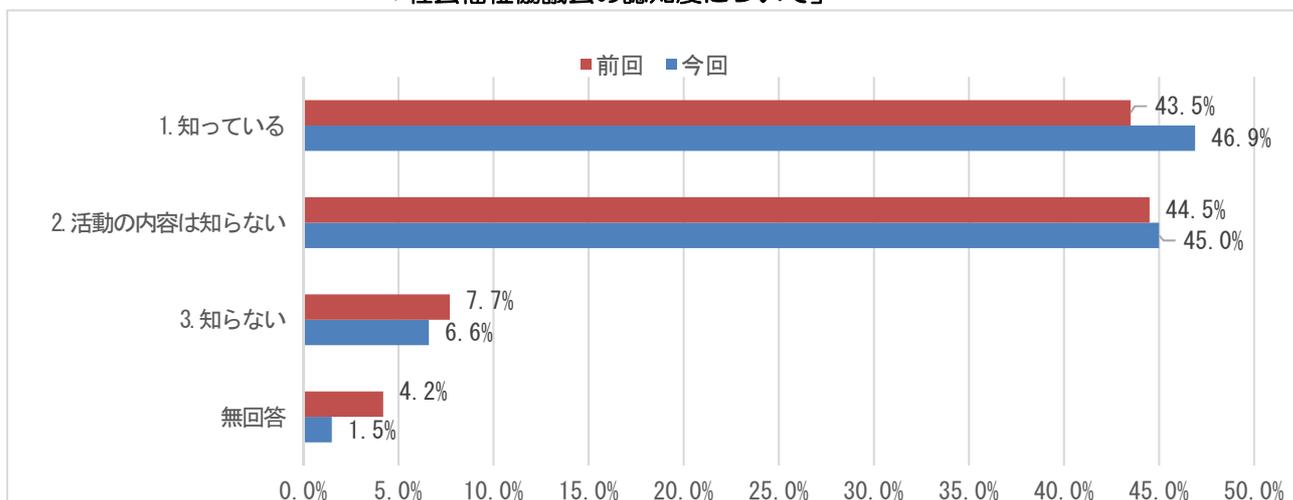
市民アンケート調査から

- 民生委員・児童委員について、前回に比べ「知っている」が1.4ポイント減少し、「仕事の内容は知らない」が4.6ポイントの増となっています。一方で「担当委員が誰か知らない」が0.6ポイント減少し、「名称は聞いたことがある」が2.1ポイントの増となっています。
- 「社会福祉協議会」については、前回に比べ「知っている」は3.4ポイントの増でしたが、「活動の内容は知らない」が0.5ポイントの増でした。

「地区担当民生委員の認知度について」



「社会福祉協議会の認知度について」



みんなで取り組むことは？

地域の各種活動や交流を通じた情報交換の場や機会を確保しながら、身近なところで情報を共有し、活用できる仕組みを構築します。

自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none">●公共施設など身近な地域の施設を交流、情報交換の場として活用します。●緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけます。●家族や隣近所の人たちと誘い合って、地域の行事に参加します。
地域において取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域の集まりなどのさまざまな活動や行事を通じて、日常の出来事など、情報交換を図るよう努めます。●高齢者世帯や認知症高齢者など要配慮者に対する見守り活動の充実を図るため、自治会役員、民生委員・児童委員などの間で、福祉サービスなどの情報を共有します。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●自治会役員や民生委員・児童委員、福祉員などの参加による「福祉のまちづくり推進会議」を開催し、福祉サービスや相談事例等を紹介するなど、福祉情報の共有を図ります。●地域福祉ネットワーク活動の取組みについて、活動事例等の情報提供を図り地域での福祉活動を応援します。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●市民や事業者に、福祉サービスの内容を積極的に情報提供し、必要な人が適切にサービスを選択できるよう取り組みます。●必要な情報を民生委員に提供し、民生委員が活動しやすい環境を作ります。●広報やホームページなどで、地域の担当民生委員や活動内容を紹介します。●民生委員・児童委員などを対象に、研修や学習会を開催することで、個人情報適正に管理できる体制を作ります。

2 相談支援活動の推進

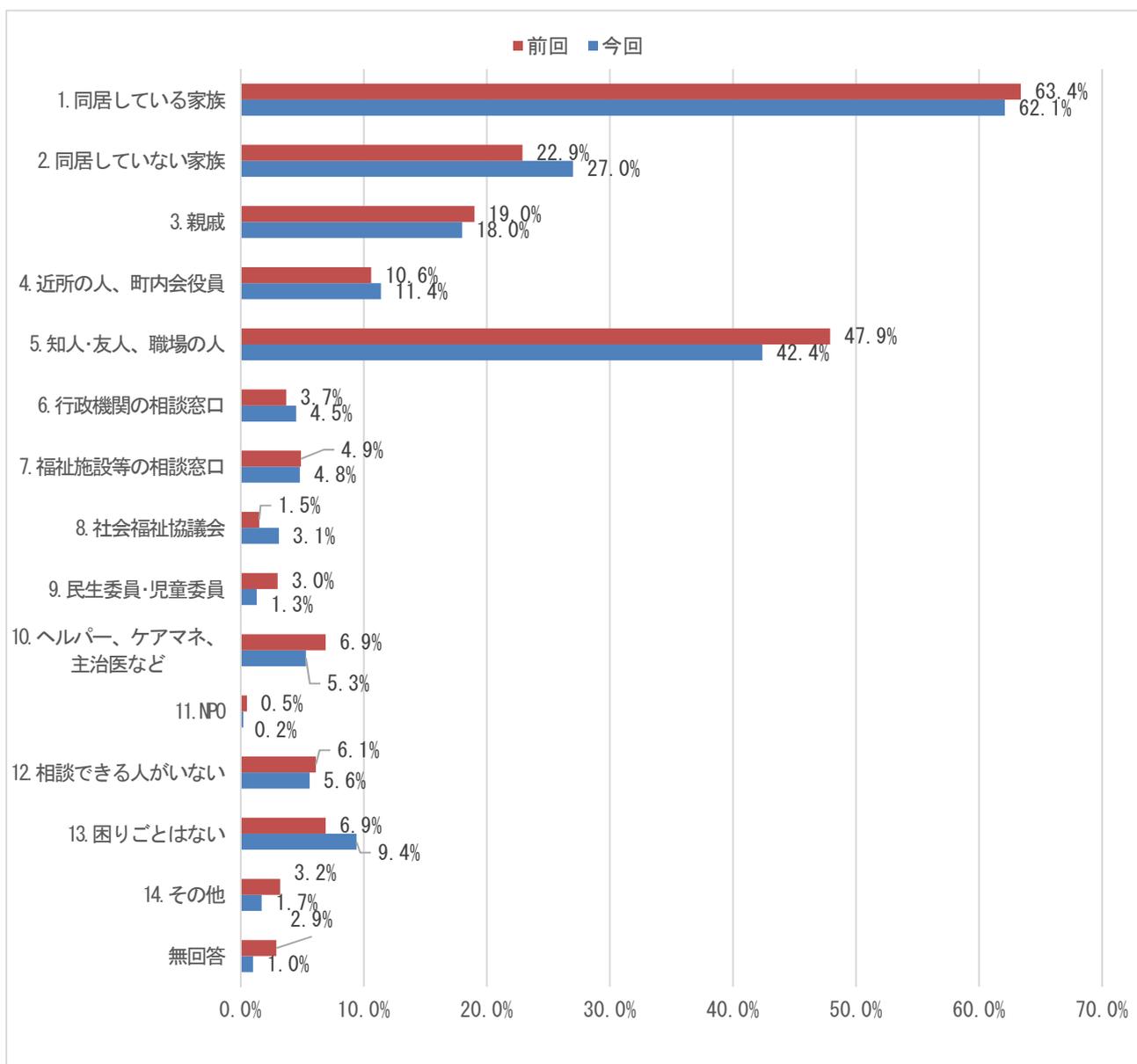
(1) 身近な相談支援の充実

現状と課題は？

市民アンケート調査から

- 日常生活の悩みや不安、困りごとの相談相手について、「同居している家族」と答えた最も多く、次いで「知人・友人、職場の人」となっています。
- 前回調査と比較すると、「同居している家族」が減少しましたが、「同居していない家族」と「近所の人、町内会役員」の割合が増えています。

「悩みや不安の相談相手について」



みんなで取り組むことは？

民生委員・児童委員など地域において相談支援に携わる人たちが、地域住民の身近な相談相手になるよう、地域における相談支援活動を推進します。

自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> ●近所づきあいを大切に、気軽に相談できる関係を築きます。 ●隣近所で、気になる人がいる場合には、見守りを心がけます。 ●困っているときには悩みを一人で抱え込まず、家族や地域において相談支援に携わる人たちなどに相談します。
地域において取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援に携わる人たちは、日頃から地域住民と信頼関係を築き、気軽に相談しやすい雰囲気づくりを心がけます。 ●生活上の困りごとは、専門的な各種相談窓口へつなぎます。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉員や民生委員・児童委員との連携を図ります。 ●誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、相談窓口や相談支援に携わる人たちの周知を図ります。 ●職員の相談技術の向上を図ります（全職員、コミュニティソーシャルワーカー^(注)研修など）。 ●相談窓口に来られない人などへ積極的に訪問活動（アウトリーチ）を行うとともに、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等と連携し支援が届いていない人へ支援を届けます。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者地域生き生きサロン事業を推進することで、住民が気軽に集まり、相談しあえる場を確保します。 ●市民自らが健康状態を把握し、介護予防に取り組みます（フレイルチェック）。 ●傾聴ボランティアの育成を進めます。 ●行政機関の相談窓口（市役所、警察等）を、広報、ホームページ、メール配信などで周知します。

(注) コミュニティソーシャルワーカー：コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動を行う者のことです。地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化などの地域支援を行います。介護保険制度における地域包括ケアシステムや社会福祉法に位置付けられている地域共生社会など、住民主体の地域福祉を進めるうえで、重要な役割を果たします。

(2) 相談窓口の機能充実

現状と課題は？

- 市では各部門が相談窓口として、また社会福祉協議会は、「福祉総合相談窓口」「自立相談支援事業」「家計相談支援事業」「就労準備支援事業」を実施し、支援調整会議が各部門をつなぐ役割を果たすなど連携体制が図られていますが、複合化した課題を抱える人達への対応が重要になります。
- 日常生活において、様々な悩みや不安を抱えながらも、相談する場所やどのような支援があるのかわからないことが考えられるため、地域と関係機関、行政が一体となった相談窓口の整備を図っていきます。

みんなで取り組むことは？

関係機関との連携を図り、不安や悩みを抱える人の様々なニーズに、適切に対応できる専門性の高い相談支援を推進するとともに、相談窓口の機能充実を図ります。

自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> ●悩みを一人で抱えこまず、関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。 ●広報やホームページなどを利用して、各種相談窓口に関する知識を身につけます。
地域において取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●生活上での不安や悩み、困りごとについて、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎます。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●相談内容の共有を図り、相談者の利便性の向上に努めます。 ●誰もが気軽に行ける相談窓口の雰囲気と相談しやすい環境を整えます。 ●相談窓口で「待っている」だけでなく、定期的に全職員による戸別訪問を行います（アウトリーチ支援の実践）。 ●地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援機関の機能を活かし、制度の狭間の解消に努めます。 ●相談支援機関の連携を強化し、情報共有を図りながら問題解決に努めます。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●研修を通して、相談窓口の担当職員の知識向上を図ります。 ●各種関係機関や団体との情報交換や連携を強化します。 ●高齢者生き生きサロン事業で出来たサロンや自治会などを中心に、地域住民が主体となった問題や関心の共有化を進める場や体制づくりを推進します。 ●相談支援において、各分野に固定することなく、総合的な情報提供や相談体制を推進することで、複合的な課題に対しても対応します。

(3) 福祉サービスの適切な利用の推進

現状と課題は？

- 福祉サービスが多様化する中で、支援が必要な人に必要な情報が伝わることを求められています。
- 包括的な支援体制を構築していくためにも、各個別計画に掲載されている事業の推進と内容の充実を図り、必要とされるサービスが提供される必要があります。

みんなで取り組むことは？

利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、福祉や介護のサービス事業者などが連携し、それぞれの特性を活かした事業を展開することにより、サービスの質的向上に努めます。

また、サービスを利用するなかで問題が生じた場合、利用者が事業者に対して弱い立場にならないよう、対等の立場で苦情や要望が言える環境を整備し、利用者の苦情への適切な対応を図るとともに、利用者の権利擁護のための制度の活用を推進します。

自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービスを利用する際に、わからないことは家族や事業者を確認し、サービス内容に関する苦情がある場合には、相談窓口などを活用します。●成年後見制度や日常生活自立支援事業についての知識を身に付け、必要に応じて活用するよう心がけます。
地域において取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉や介護サービス事業所の行事などに積極的に参加し、また地域の行事などに事業所からの参加を求め、交流を深めながら、地域と事業所との信頼関係を築きます。●地域が行う一人暮らし高齢者等の除排雪作業に、積極的に協力します。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●利用者本人が住み慣れた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い在宅福祉サービスの提供を進めます。●制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるよう、独自サービスの検討、実施に努めるとともに、住民のニーズに的確に対応していくため、新しいサービスの創出を検討していきます。●円滑な日常生活自立支援事業の実施を図るため、生活支援員の質の向上と人員の確保に努めます。●広報「社会福祉かづの」やホームページなどを活用し、日常生活自立支援事業の利用促進に向けた周知に努めます。●福祉サービス提供について、利用者の苦情があった場合には、そ

	<p>の解決に向けて適切に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●苦情相談窓口や福祉サービス向上委員の会議などの苦情解決制度の周知を図り利用者の利便性の向上を図ります。 ●成年後見制度と日常生活自立支援事業が一体的に支援できる権利擁護センターの運営の充実により、利用者の利便性の向上を図ります。 ●ひきこもりやニート、不登校児等のための居場所づくりや相談窓口などの支援体制を充実します。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各種福祉分野にかかる個別計画を推進することにより、サービスの質の向上と量の確保を図ります。 ●高齢者福祉や介護の関係機関、サービス事業所などの連携強化を進めるため、地域包括ケア推進会議のさらなる機能充実を図ります。 ●健康寿命の維持、延伸のため、健康づくりの取組みや介護予防施策の充実を図ります。 ●障がい福祉にかかわる関係機関やサービス事業所などの連携強化を進めるため、障がい者自立支援協議会のさらなる機能充実を図ります。 ●福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度による評価内容を活用するよう住民へ周知します。 ●個人情報の取り扱いや守秘義務に関する啓発を図ります。

第2節 基本目標2：安心安全な暮らしを支える体制づくり

1 地域福祉に関する共通課題への対応

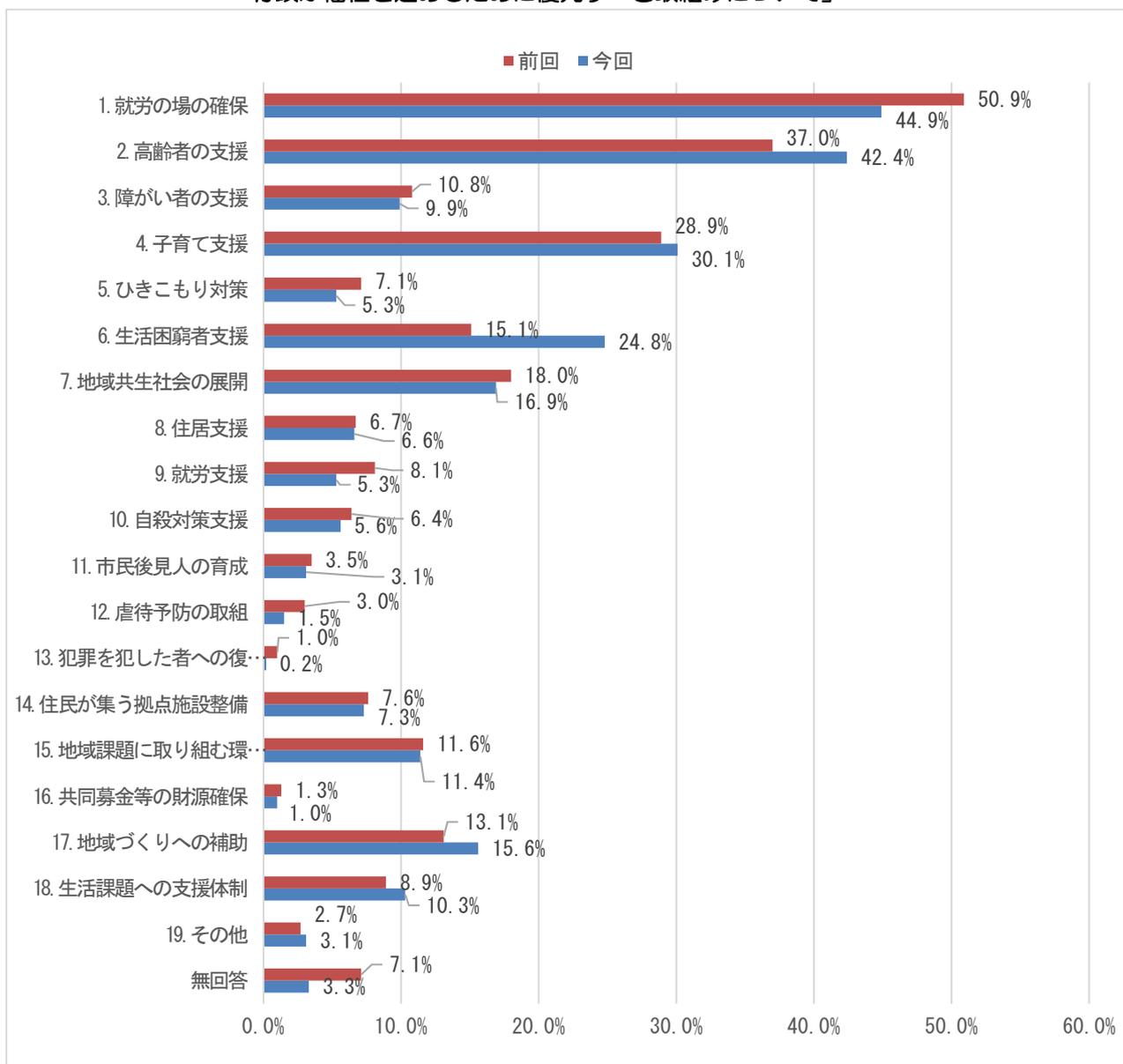
(1) 地域課題に対する対応

現状と課題は？ <行政が優先して取り組むべき事項>

市民アンケート調査から

- 行政が福祉を進めるために優先すべき取り組みについて、「就労の場の確保」が最も多く、次いで「高齢者の支援」「子育て支援」と続きました。
- 前回の調査と比較し、「就労の場の確保」が6ポイント低下し、「高齢者の支援」「子育て支援」「生活困窮者支援」が上昇しております。

「行政が福祉を進めるために優先すべき取り組みについて」

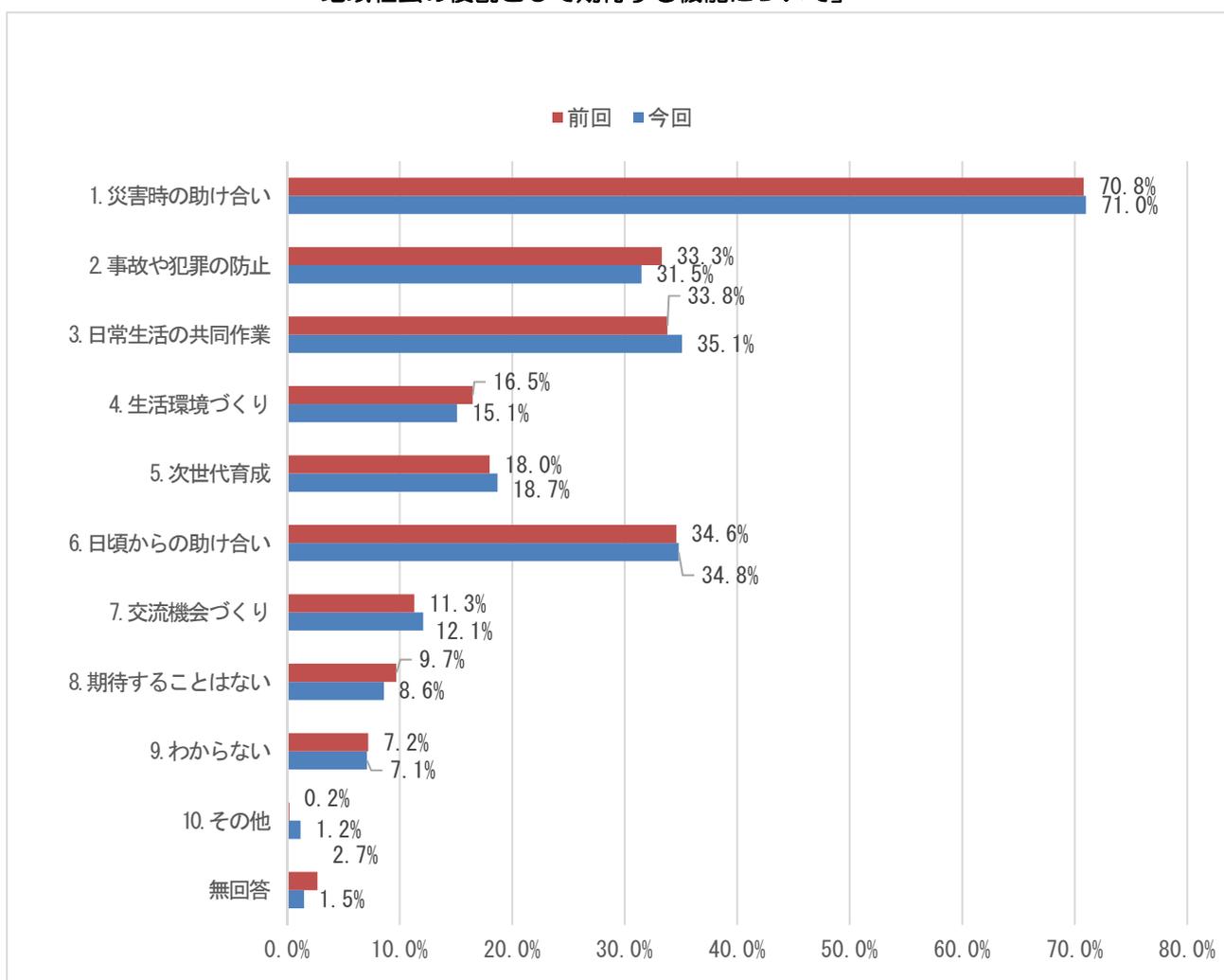


現状と課題は？ <地域社会に期待する役割>

市民アンケート調査から

- 地域社会の役割として期待する機能については、「災害時の助け合い」が最も多く、次いで、「日常生活の共同作業」「日頃からの助け合い」「事故や犯罪の防止」と続きます。
- 前回調査と比較すると、多少の増減はみられるものの、ほぼ同じような回答結果になっています。

「地域社会の役割として期待する機能について」

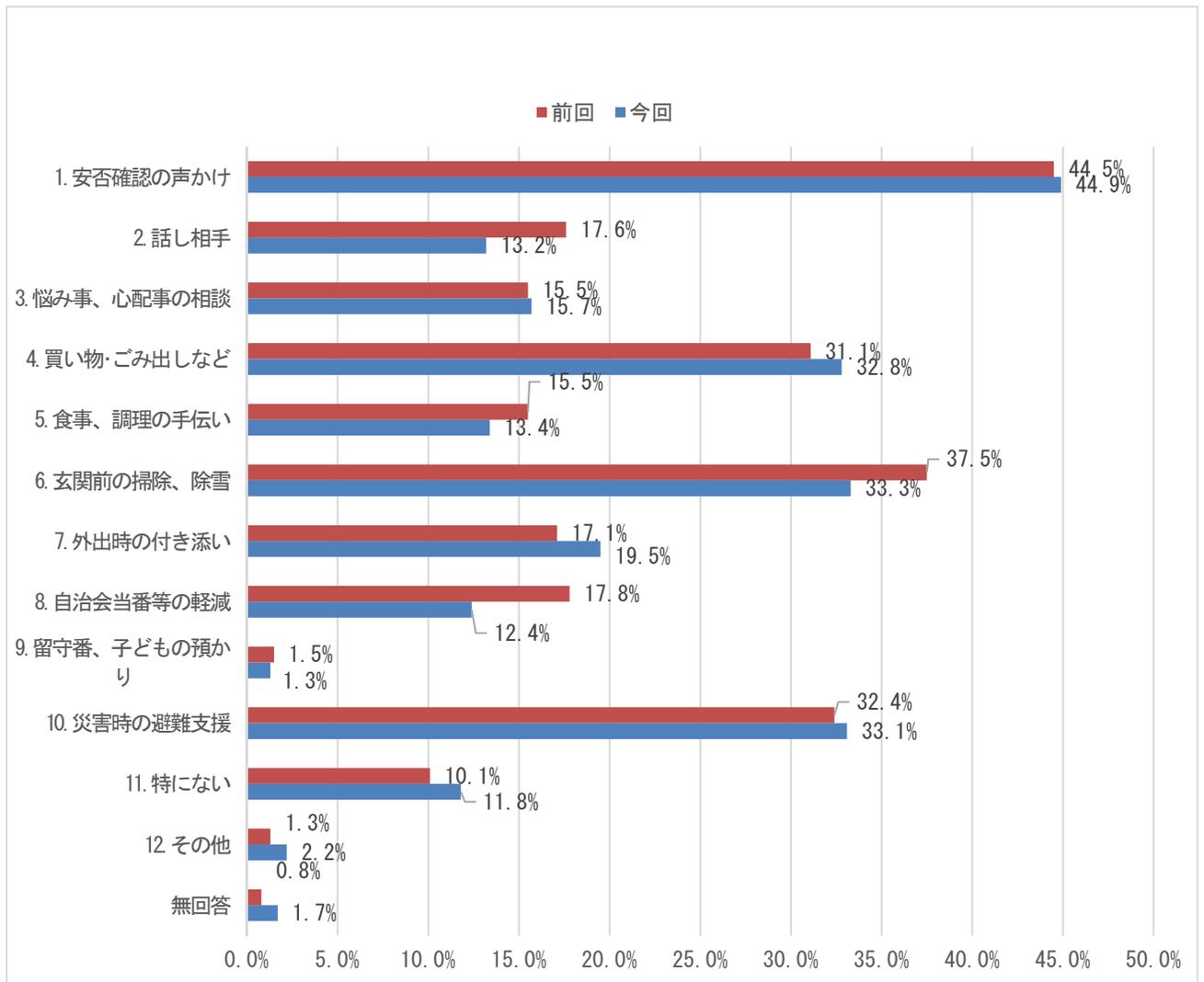


現状と課題は？ <手助けを必要とすること>

市民アンケート調査から

●地域の人たちへ期待する手助けは、「安否確認の声かけ」、「玄関前の掃除や除雪」、「災害時の避難支援」、「買い物・ゴミ出しなど」の順に高くなっています。前回調査にくらべ、「話し相手」「玄関前の掃除、除雪」の割合が低下しております。

「日常生活が不自由になった際に近所の人に手助けをしてほしいこと」



現状と課題は？ <ワークショップによる地域課題の洗い出し>

ワークショップから

- 自治会運営については、「自治会役員の高齢化」「役員のなり手がいない」「自治会員数の減少」という意見が多く出されました。また、「民生委員がいない」「リーダーがいない」という意見もありました。
- 少子高齢化については、「高齢者世帯の増加」「若者世代の減少」という意見が多く、その原因として「若者の定着が少ない」「地域から若者が出てしまう」ことが挙げられました。
- 地域の交流のテーマで多く話題に上がったのは、「自治会内の交流が少なくなった」「集まる機会が少なくなった」などですが、一方で、「地域行事が多すぎる」「楽しみ方の多様化」という意見もありました。また、コロナ禍の影響により、自治会行事などが開催されないことが当たり前になったという意見もありました。
- 暮らし（医療・移動手段・除雪・空き家・熊・環境美化等）については、「移動手段の確保」「公共交通が不便で、自動車が必要」「医療モールを作ってほしい」「除雪を自分でできない高齢者が増えている」「空き家対策」「鳥獣対策」など多岐にわたりました。
- 福祉（介護・老々介護・認知症・ひきこもり・不登校等）の話題では、「認知症と思われる人への対応、見守り」「若い世代の引きこもり」について話し合いました。
- 「昔からある恒例行事を見直し、無理のない範囲でできるよう見直している」「行事の際には意識的に飲食をセットしていきたい」という話題も出ました。

みんなで取り組むことは？

地域で困っていることに気づき、気づく人を増やしていくことで、困っている人を関係機関へつなぎ、孤立しない・させない体制づくりを進めます。

自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none">●積極的に挨拶や声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。●隣近所で、気になる人がいる場合には、見守りを心がけます。●地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけます。
地域において取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●必要な世帯に対し、できる範囲でごみ出しや買い物を手伝うなど、身近な地域での支え合い、助け合いの取組みを進めます。●民生委員・児童委員や福祉員、老人クラブなどの連携により、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯や子育て家族、障がいのある人などの見守りや相談支援活動を推進します。

	<ul style="list-style-type: none"> ●地域全体で日常の見守りや相談支援、緊急時に対応できる体制を築きます。 ●郵便局や宅配業者、ガス会社などの見守りネットワーク協定締結事業所は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など見守り活動に努めます。 ●虐待が気になる家庭については、声かけや見守りを進めるとともに、虐待、もしくは虐待と思われる様子を発見したときには、警察や児童相談所、市の窓口へ連絡します。 ●地域づくり協議会が実施する事業に参加し、人との関わりや地域づくりについて考えます。
<p style="text-align: center;">社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉員との連携強化を図るため福祉のまちづくり推進会議などで地域での相談事例を紹介し、福祉活動への理解を深めるとともに、相談機関の周知を図ります。 ●民生委員・児童委員や福祉員などの役割を住民に周知することで、見守り活動や見守りネットワークならびにこれらに対する情報提供への理解と協力を求めます。
<p style="text-align: center;">行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークと連携し、高齢者、障がい者、生活困窮者等、就労に困難を抱えている人の就労の場の確保に努めます。 ●福祉サービスの狭間となる課題を抱えている人も支援できる体制を整備します。 ●地域住民の交流の場を確保し、心身の健康を維持するため、高齢者地域生き生きサロン事業を推進します。 ●社会福祉協議会や地域と連携協力して見守りネットワークの構築に向けた取組みを進めます。 ●高齢者等宅向けの間口除雪や雪下ろし、排雪支援対策について周知を図ります。 ●公共交通が不便な地域において、地域が主体となって自ら必要な交通手段を確保する「地域乗合交通」に対する支援を行います。

(2) 災害時における避難行動要支援者支援制度の推進

現状と課題は？

平成24(2012)年度から避難行動要支援者名簿の整備を進めており、令和5(2023)年3月24日現在、1、158人について個別避難計画が策定済みです。

みんなで取り組むことは？

平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

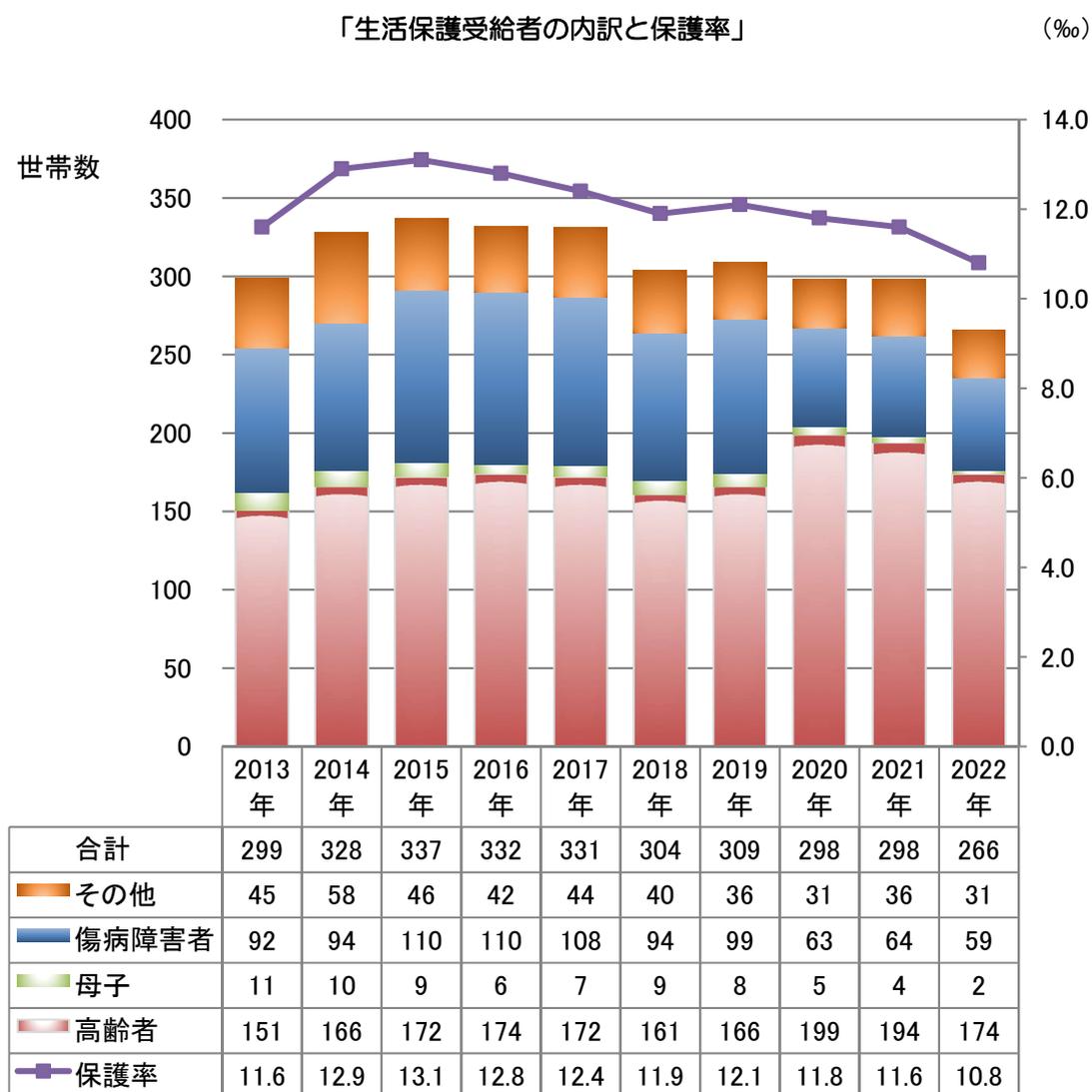
自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時にはすぐ避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路を確認します。 ●家族のなかに避難に周りからの支援を要する人がいる場合は、避難行動要支援者名簿への登録手続きを行います。
地域において取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者名簿未登録の住民で支援が必要と思われる人がいる場合、名簿登録を勧めます。 ●一人暮らしの高齢者や障がいのある人など、災害時や緊急時の要支援者についての情報を地域で共有し、地域全体で災害時や緊急時に対応できる体制を築きます。 ●自治会で防災に関する研修会を開催し、地域での防災意識を高めます。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●一人暮らしの高齢者や障がいのある人など、災害時や緊急時の避難行動要支援者について地域包括支援センターなどの各相談機関と情報を共有します。 ●市民向けの災害ボランティア養成研修会を開催し、災害に対する備えと災害発生時の対応について理解を深めます。 ●日赤奉仕団やボランティアなどの協力を得て、学校や市民センターなどでの炊き出し訓練や救急救命講習などを行い、日頃からの災害に備えた意識を高める取組みを推進します。 ●災害時や緊急時における災害ボランティアセンター運営のマニュアルを適宜見直すとともに、万一来て備えて同センターの開設準備訓練を定期的に行います。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者名簿の更新を行います。また地域住民の協力を得ながら個別避難計画の作成を進めます。 ●高齢者や障がいのある人などの福祉避難所として、民間の福祉施設や病院などを指定できるよう、施設側と協議を進めます。 ●自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練への支援を行います。 ●住民の防災意識を高めるため、関連する広報活動や講座を開催するなど、各種の啓発活動を行います。 ●災害時や緊急時の対応に関する学習会や訓練などを行います。

(3) 生活困窮者対策の推進

現状と課題は？

生活保護の保護率（人口 1,000 人あたりの保護率）は平成 27（2015）年度をピークに減少傾向にあり、令和 4（2022）年度の保護率は 10.8‰（パーミル）となっています。世帯累計別の生活保護世帯数については、どの世帯でも減少しています。また、平成 27（2015）年度から、生活全般にわたる困りごとの相談を受け付ける制度として、生活困窮者自立支援制度^(注)に基づく自立相談支援を開始し、さらに平成 28（2016）年度からは家計相談支援事業も開始しています。

(注) 生活困窮者自立支援制度：生活保護に至る前の段階にある方等に対し、その方の悩みにあわせて包括的な相談支援を実施することにより、自立の促進を図る制度です。



資料：鹿角市福祉総務課

みんなで取り組むことは？

地域社会においては、人口減少、少子高齢化を背景に、社会的孤立、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えています。今後は、これまでの高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の支援体制に加えて、課題全体を捉えた対応が求められてきます。

自分や家族ができること	●積極的に挨拶や声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。
地域において取り組むこと	●隣近所で、気になる人がいる場合には、相談機関につなげます。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉ニーズの多様化・高度化に対応するため、各種専門資格保有者が生活困窮者に対して専門的に相談対応を行い、必要な場合は関係機関に引き継いで支援します。 ●自立相談支援事業及び家計相談支援事業、また多機関協働事業を活用し、一人ひとりの状況に応じて、経済的な問題だけでなく、心身の問題、家族の問題などさまざまな問題を抱え生活に困っている方へ「寄り添い型」の相談支援を行います。 ●不登校・ひきこもりやニート等の状態にある本人や家族に対して、スクールソーシャルワーカー^(注)等やNPOの協力を得て、個別相談会や居場所の提供、家族会等と連携し支援の強化を図ります。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を図ります。また、就労訓練事業、職親制度の活用やジョブトレーニング等による就労支援の充実を図ります。 ●ひきこもりやニート等の状態にある人の状況把握に努めます。 ●重層的支援体制事業の実施体制を整備し、世代や属性を問わず、課題全体を捉えた支援を行います。

(注) スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が日常生活の中で抱えている悩みの解決を図る専門職です。

(4) 自殺対策の推進

現状と課題は？

過去 10 年間の自殺率（人口 10 万人当たりの自殺者数）の推移をみると、平成 27（2015）年、平成 29（2017）年、令和 3（2021）年、令和 4（2022）年で秋田県平均を下回っているものの、そのほかの年では秋田県平均を上回っており、また全ての年で全国平均を上回っている状況です。

本市では、自殺対策基本法やこれまで取り組んできたところの健康づくりに関する事業を踏まえ、令和 6 年から令和 10 年までを計画期間とする第 2 期鹿角市自殺対策計画を策定しています。

「自殺率の推移」



資料：人口動態統計

みんなで取り組むことは？

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な要因があり、決して特別な人たちの問題ではありません。自殺は防ぐことができる社会的な問題であるという認識のもと、地域共生社会の実現に向けた取り組みや、医療・福祉・保健・司法など様々な関連分野と連携し取り組みを進めます。

自分や家族ができること	●積極的に挨拶や声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。
地域において取り組むこと	●隣近所で、気になる人がいる場合には、相談機関につなげます。
社会福祉協議会が取り組むこと	●生活困窮者等に対する相談支援業務から、適切に関係機関に引き継いで支援します。
行政が取り組むこと	●自殺対策の基本認識や心の健康等について、正しい知識を理解し、互いに支え合うように、広報、ホームページ、リーフレット等の作成により普及啓発を推進します。 ●自殺対策計画の推進により、悩みを抱えた人が、自らしく生きるための支援を進めます。

(5) 再犯防止対策の推進

現状と課題は？

犯罪を犯した者の中には、安定した仕事や住居、居場所がない、高齢で身寄りがない、障がいがある、十分な教育を受けていないなど、様々な支援を必要とする人がいます。しかし、支援を必要とする人が、地域のサービスに関する情報の把握が不十分であるため、支援につながっていない場合があります。

平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体でも計画の策定が努力義務化され、本市でも令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「鹿角市再犯防止推進計画」を策定しています。

みんなで取り組むことは？

犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で支えていく取り組みとして、保護司会を中心に、更生保護女性会、協力雇用主会など、様々な地域のボランティアが協力して、更生保護に関する取り組みを進めます。

自分や家族ができること	●「更生保護」に関する理解と協力により、地域とつながるような取り組みを大切にします。
地域において取り組むこと	
社会福祉協議会が取り組むこと	●生活困窮者等に対する相談支援業務から、適切に関係機関に引き継いで支援します。 ●地域での生活が送れるよう、自治会への働きかけや生活支援を行い自立へ向けたサポートを各関係機関と一緒に進めていきます。
行政が取り組むこと	●「鹿角市再犯防止推進計画」により、必要な行政サービス等の提供と、市民の理解と関心を高められる取り組みを展開します。 ●過去に罪を犯した人たちの立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ「更生保護」活動を周知します。 ●保護司会も含めた関係機関と連携し、再犯防止も含めた分野横断的な相談支援体制を整備します。

(6) 成年後見制度の利用促進

現状と課題は？

市では、平成24（2012）年から成年後見制度等利用支援事業を開始し、市長申立費用及び報酬助成を行っています。

平成26（2014）年に法テラス鹿角法律事務所が開設、平成27（2015）年には鹿角市社会福祉協議会の権利擁護センターがスタートし、関係機関と連携を密に図りながら、専門的・継続的な視点から総合的な権利擁護のための支援を行っています。

また、令和2年（2020年）に鹿角市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、地域連携ネットワークの中核となる機関（成年後見支援センター）の運営を社会福祉協議会に委託しています。

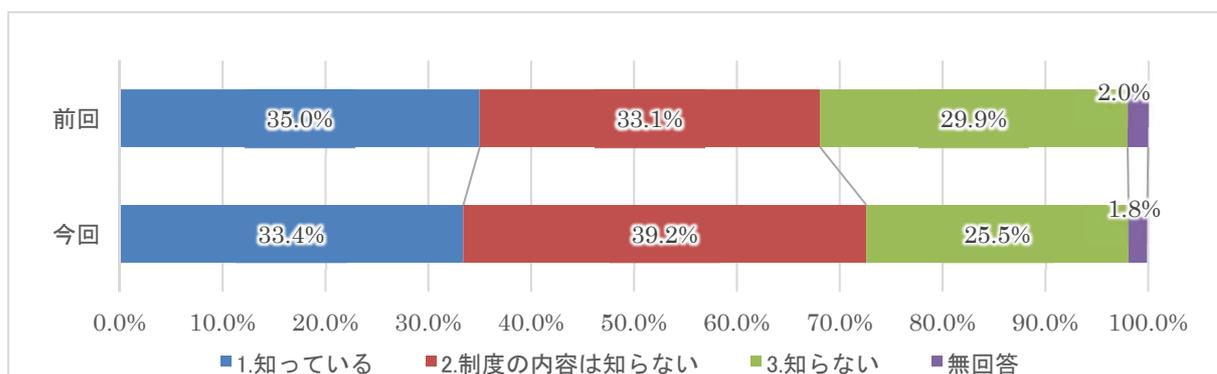
市民アンケート調査から

●前回の調査と比較し、成年後見制度を「知っている」が1.6ポイント低下し、「制度の内容を知らない」が6.1ポイント上昇しております。

「法定後見人の受任件数」

		人口(A) (上段:全国 H30.1.1 秋田県・鹿角市 H30.7.1) (下段:全国 R5.1.1 秋田県・鹿角市 R5.7.1)	法定後見利用者(B)			任意 後見	家裁 管轄	法定後見 利用者割合 (B/A)
			後見	保佐	補助			
全国	H30	126,592,000	207,774	165,211	32,970	9,593	2,516	0.164%
	R5	124,752,000	242,348	178,316	49,134	14,898	2,739	0.194%
秋田県	H30	983,000	1,021	885	106	30	7	0.104%
	R5	916,509	1,206	991	165	50	10	0.132%
鹿角市	H30	30,411	30	28	2	0	0	0.099%
	R5	27,121	35	32	3	0	0	0.129%

「成年後見人制度の認知度」



みんなで取り組むことは？

少子高齢化や核家族化を背景に、認知症や高齢者世帯の増加が見込まれており、適切な金銭管理が行えなかったり、必要なサービスを受けられないなど、様々な権利侵害のケースが懸念されるため、判断能力に不安がある人の財産や権利を守っていく必要があります。

今後は、令和2（2020）年に開設した成年後見支援センターのさらなる周知と成年後見制度の普及啓発・利用促進を推進します。

自分や家族ができること	●隣近所で、気になる人がいる場合には、相談機関につなげます。
地域において取り組むこと	●高齢者などに対して、日ごろから、挨拶や声掛けをします。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護センターを運営することで、日常生活自立支援事業と成年後見制度を一体的に実施し、物忘れ等により判断能力が低下した方や親族等の援助が受けられない方々の財産管理や身上監護の援助を行います。 ●法人後見事業において、利用者の財産管理や身上監護を行うことが必要かつ適切な場合や、本人に身寄りがなく、成年後見人の適切な候補者を見つけるのが難しい場合に後見人を受任し、被後見人の財産や権利を守ります。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●制度の周知と啓発に努めます。併せて成年後見市長申立及び成年後見制度等利用支援事業を周知します。 ●法令に基づき、適切に、成年後見市長申立を行います。 ●制度の課題や目標を整理し、権利擁護に係る支援や制度の利用促進に取り組みます。 ●市民後見人を含めた成年後見人の養成を検討します。 ●社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携を強化し、人としての尊厳と権利が守られる地域共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

第3節 基本目標3：誰もが気軽に参加できる環境づくり

1 交流やつながりの充実

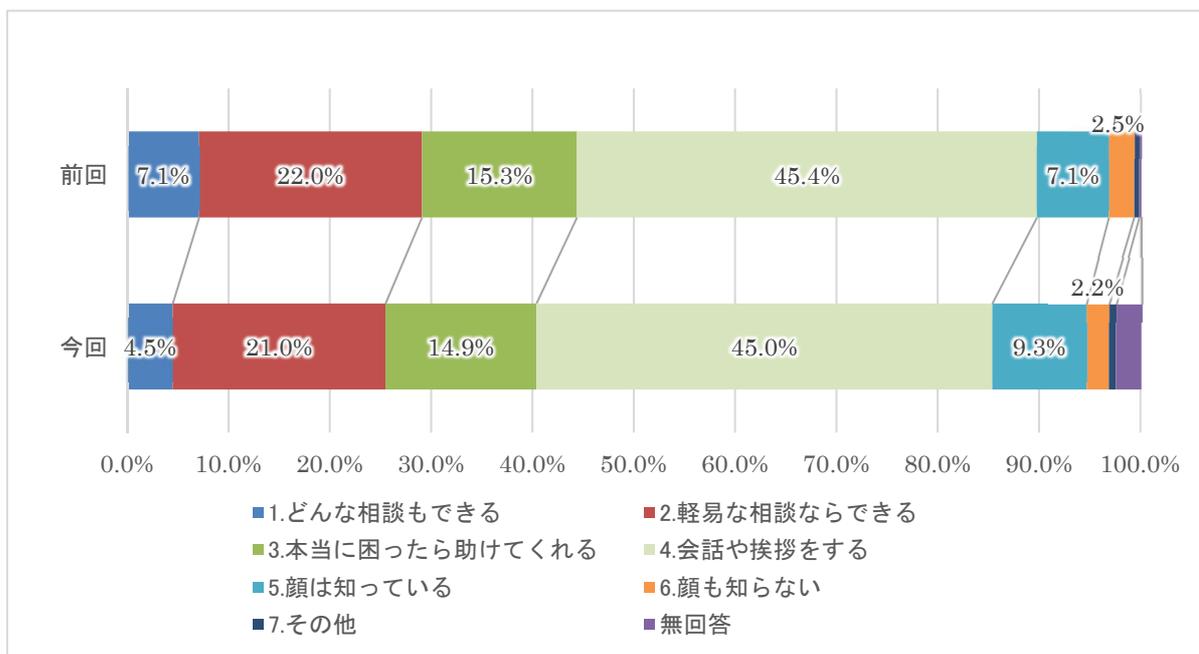
(1) 地域活動やボランティア活動の推進

現状と課題は？

市民アンケート調査から

●近所の人との付き合いの程度については、「会話や挨拶をする」が最も多く、次いで「軽易な相談ならできる」、「本当に困ったら助けてくれる」となっていますが、前回調査と比較するといずれも減少しています。

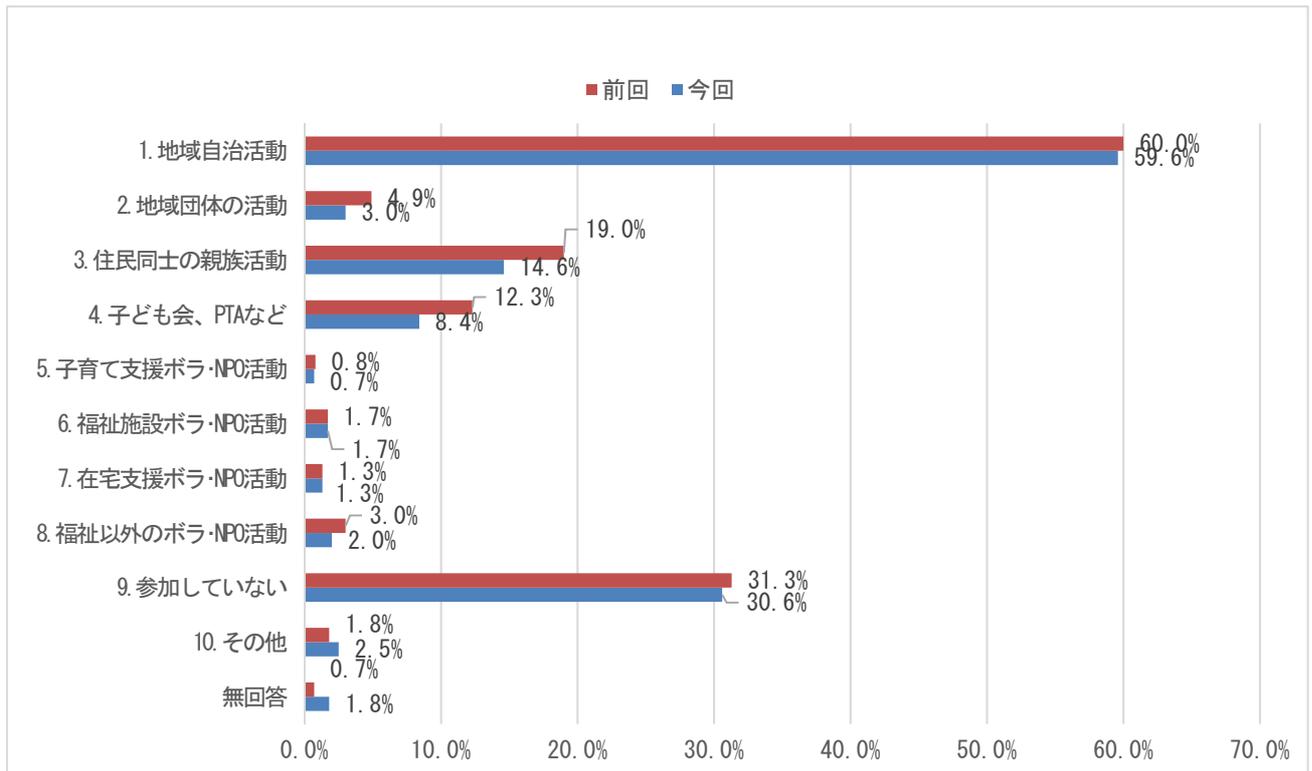
「隣近所との普段の付き合いの程度について」



市民アンケート調査から

●地域活動への参加状況は、「自治会などの地域自治活動」が最も多く、次いで「老人クラブ、婦人会、青年会などの住民同士の親睦活動」、「子ども会、PTA、学校協力活動」となっています。一方で、「参加していない」と答えた方が30.6%となっています。

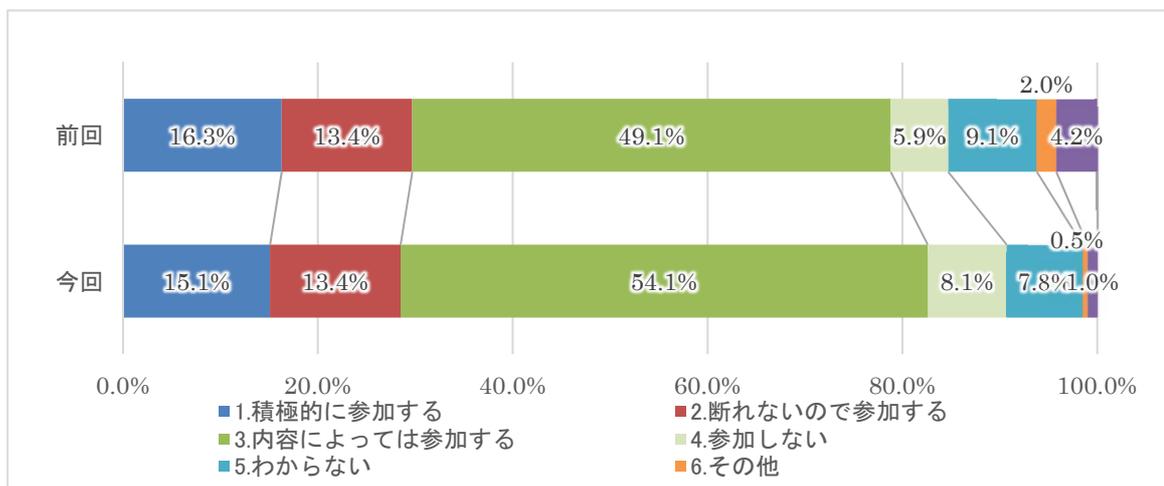
「地域活動への参加状況について」



市民アンケート調査から

●地域活動への参加を求められた場合は、「内容によっては参加する」が最も多くなっておりますが、前回より5ポイント低下しております。また、「参加しない」が前回より2.2ポイント上昇しております。

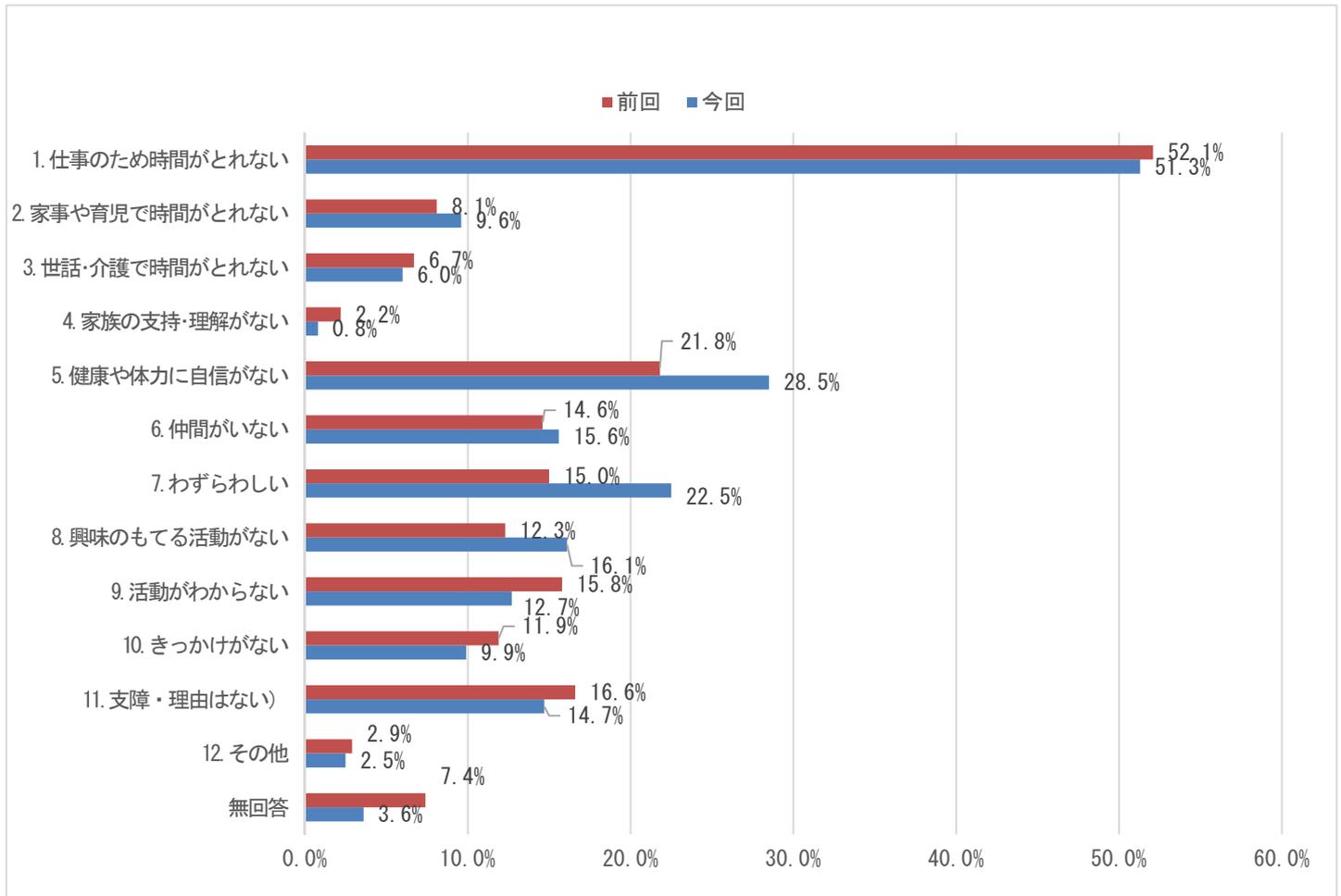
「地域活動への参加を求められた場合について」



市民アンケート調査から

●地域活動に参加する際に支障になることでは、「仕事のため時間がとれない」が最も多くなっています。ついで「健康や体力に自信がない」、「わずらわしい」が続いています。前回に比べ「健康や体力に自信がない」が6.7ポイント増加、「わずらわしい」が7.5ポイント上昇しています。

「地域活動に参加する際に支障になることについて」



ワークショップから

- 自治会運営の課題として、役員の高齢化、リーダーの不在など、「担い手」に関することが挙げられました。
- 地域の交流でも、担い手の不足が課題として多く挙げられたほか、協力者が少ない、イベントの情報がないなどの意見が出されました。

みんなで取り組むことは？

地域活動の活性化を図るため、各地域や市の行事・イベントに積極的に参加します。また、身近な地域において、世代交流など、誰もが気軽に集い、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

<p>自分や家族ができること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもとともに地域の伝統行事やイベントに参加するなど、親子でふれあう時間を大切にします。 ●家族や地域の人に対し、積極的に挨拶をします。 ●趣味や経験を活かして、地域活動に貢献します。
<p>地域において取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の行事等を通じて、ボランティアに参加しやすい環境をつくります。 ●世代間交流ができるような地域行事を企画し、世代が異なる者同士が互いに理解を深め合う場や機会を設けます。 ●伝統行事を継承するため、新しい意見も取り入れます。 ●多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、多くの人たちが行事に参加できるよう工夫します。 ●高齢者など、全ての人の経験や能力を活かす場を設けます。 ●地域づくり協議会が実施する事業に参加し、参加者との交流を深めます。
<p>社会福祉協議会が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区の地域交流活動を支援し、その輪を広げていきます。 ●年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集える交流の場づくりを支援します。 ●自治会等で行われている活動や行事を周知します。 ●他の地域で取り組んでいる活動を成功事例として紹介し、活動の充実を図ります。 ●地域活動や地域福祉活動に携わる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。 ●市内で活動するボランティア団体と連携を図り、ボランティアの楽しさを伝える取組みを行うとともに、ボランティア活動の実践への支援を行います。 ●各種ボランティア養成講座の開催とボランティア活動の支援者となるコーディネーターの育成に努めます。また、コーディネート機能のさらなる充実を図ります。 ●生活支援コーディネーターによる、地域ニーズの把握と新たな生活支援サービスの構築へ向けてボランティアの養成を図ります。
<p>行政が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報等で、各地区や自治会で行われている活動を紹介します。 ●行政が行っている、各補助金や交付金などの地域活動を支援する補助制度を周知します。 ●ボランティア活動に関する様々な広報活動の充実を図ります。 ●ボランティア育成のための支援を行います。

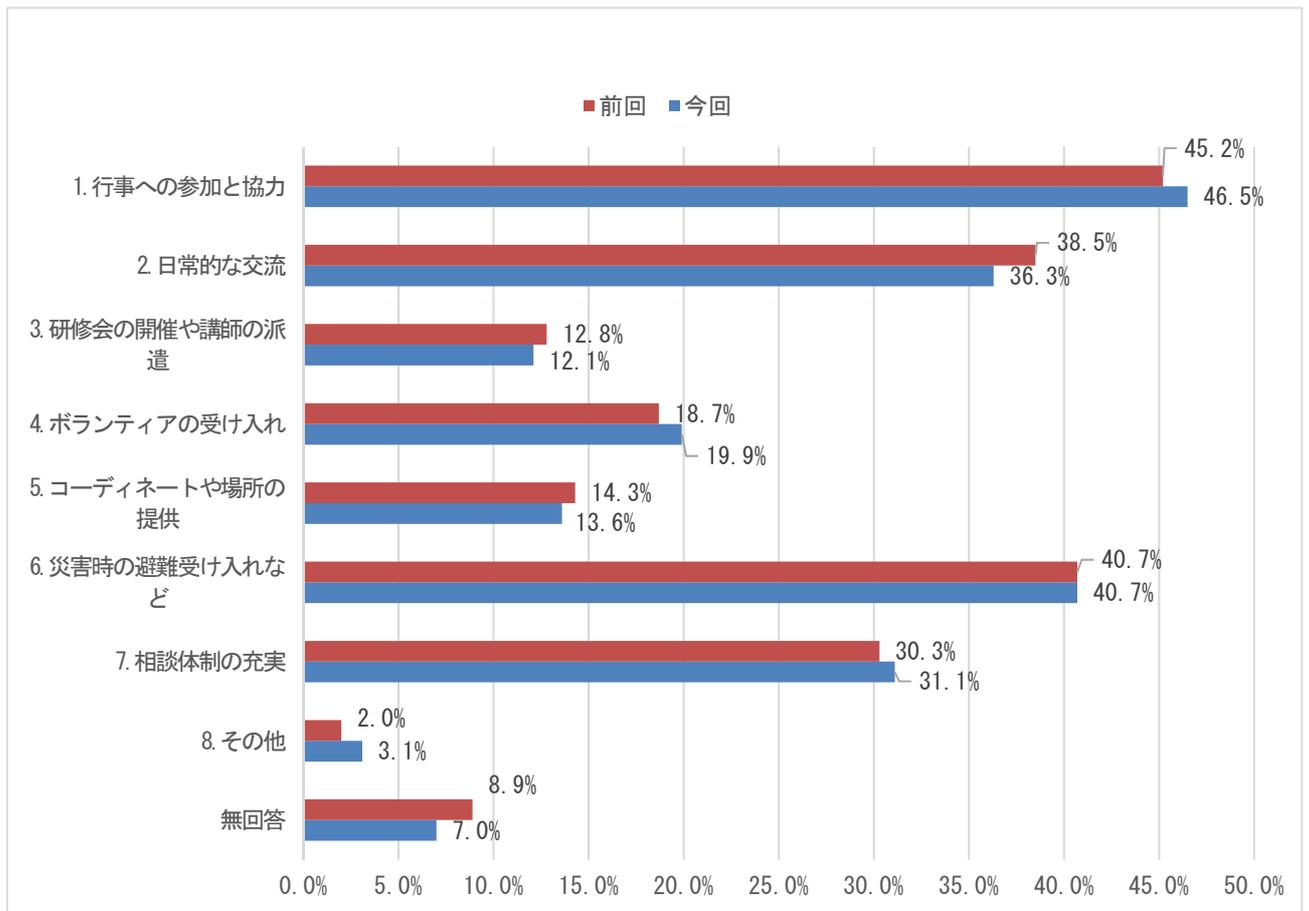
(2) 福祉施設や社会福祉法人等による地域活動の推進

現状と課題は？

市民アンケート調査から

- 「地域にある福祉施設（保育所、老人福祉施設など）は地域社会とどのように関わっていけばよいと思いますか」という設問に対し、前回調査と同様に「行事への参加と協力」が最も多く、次いで「災害時の避難受け入れなど」、「日常的な交流」、「相談体制の充実」となっています。

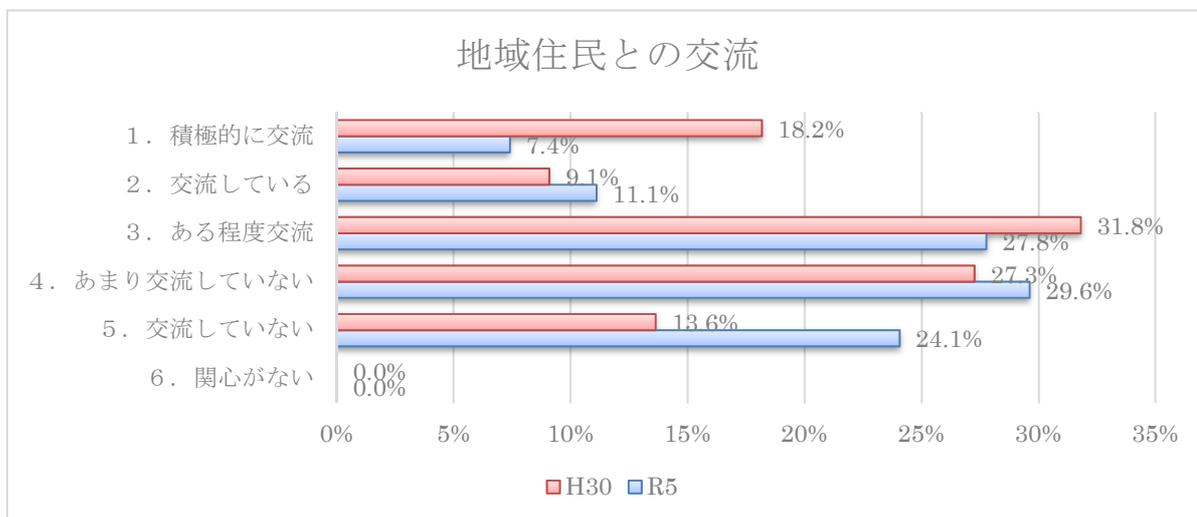
「地域にある福祉施設（保育所、老人福祉施設など）は地域社会とどのように関わっていけばよいと思いますか」



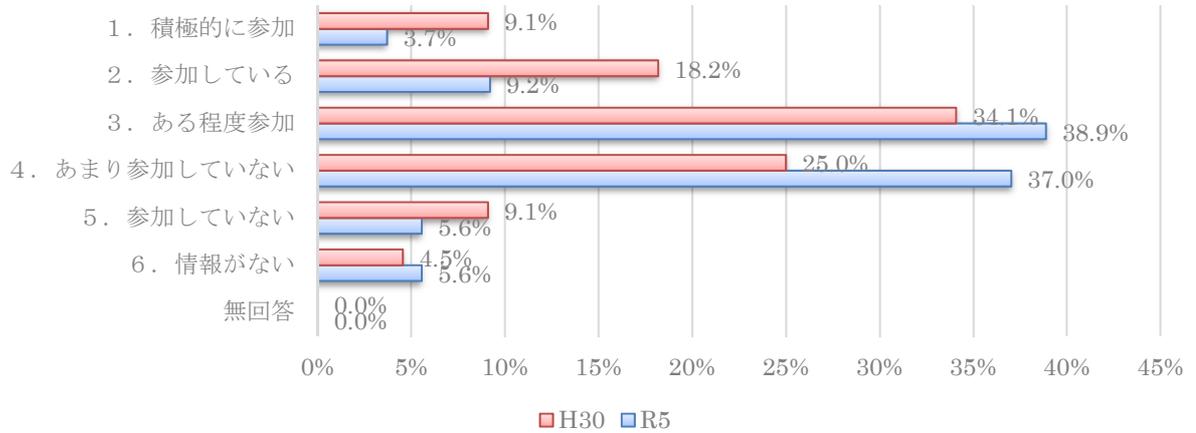
現状と課題は？

事業所アンケート調査から

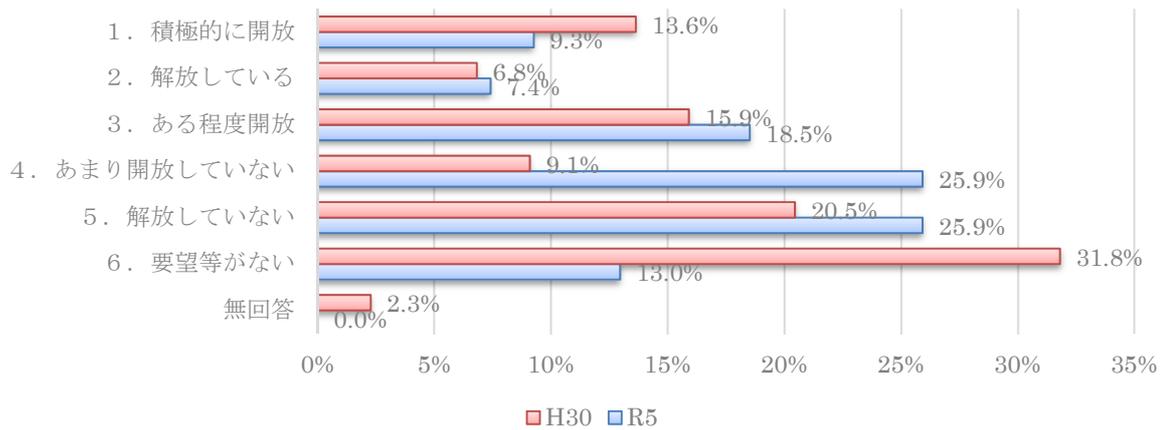
- 地域住民との交流については、「あまり交流していない」が29.6%と最も多く、次いで「ある程度交流している」が27.8%、「交流していない」が24.1%となりました。
- 地域行事への参加については、「ある程度参加している」が38.9%と最も多く、次いで「あまり参加していない」「参加している」と続きます。
- 地域への建物等の開放については、「あまり開放していない」と「解放していない」がともに25.9%で、合わせて過半数を超えており、次いで「ある程度開放している」が18.5%となりました。
- 地域の課題・住民ニーズの把握については、「ある程度把握している」が48.1%と最も多く、次いで「あまり把握していない」「把握している」と続きます。
- 従業員の福祉に関する研修については、「行っている」が33.3%と最も多く、次いで「積極的に行っている」「ある程度行っている」がともに22.2%と続きます。



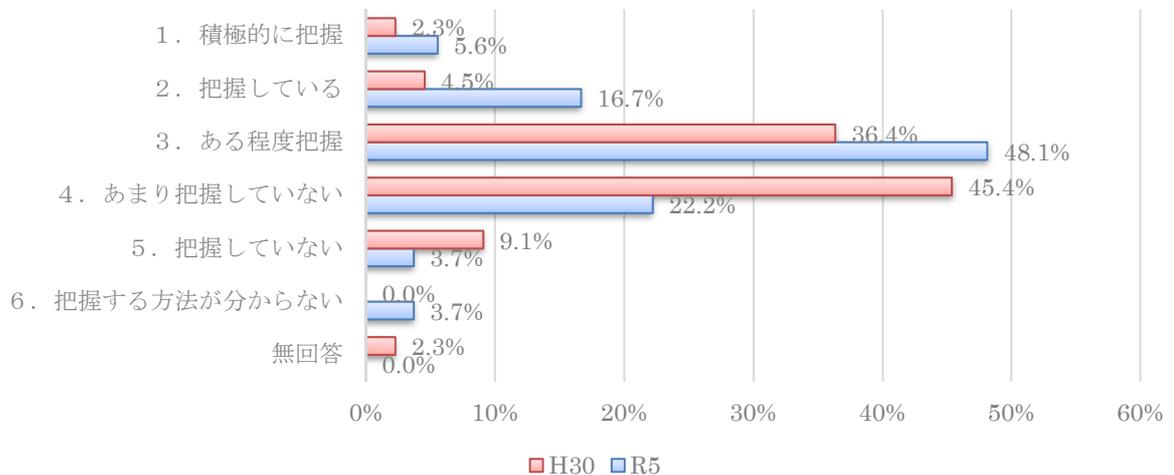
地域行事への参加

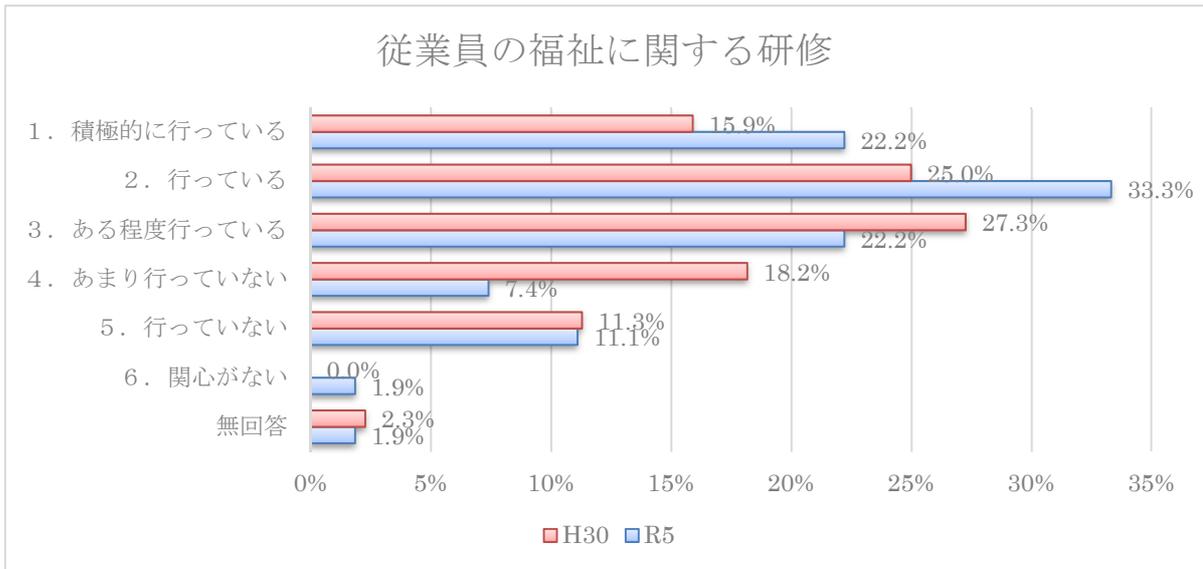


地域への建物等の開放



地域の課題・住民のニーズの把握





みんなで取り組むことは？

福祉施設や社会福祉法人等が地域活動や行事など地域と関わる活動を実施し、または地域の行事に参加することで、地域課題の解決につながる体制作りを目指します。

自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> ●施設やサービスに関心がある場合、民生委員や社会福祉協議会、行政などに気軽に相談します。また、事業所の相談窓口を積極的に活用します。
地域において取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●施設や事業所、法人が行っている取組みを、回覧板やチラシの配布などで周知します。 ●地域の行事等に対して事業所に対し参加を呼びかけます。また、事業所の行事に関しても地域に対して参加を呼びかけます。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生や高校生などが福祉施設での福祉体験を通じて、将来の進路や思いやりの心を育む人材育成に向けて、福祉施設等と連携を図りながら行います。 ●ひきこもりやニート、生活困窮者など社会復帰に向けた就労体験など社会とつながるきっかけとなる受入事業所の新規開拓に努めます。 ●介護事業等福祉の人材育成・確保が喫緊の課題であることから、市内の社会福祉法人及び介護事業所等と連携し、安定した福祉サービスを提供できるように、情報共有を図りながら連携強化に努めます。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●広報やホームページ、SNS などを通じ、法人や事業所の取組みを積極的に周知します。 ●福祉関係の法人等に対し、地域活動への積極的な参加を促します。

2 学ぶ機会の充実

(1) 福祉教育の充実

現状と課題は？

- これまでの福祉に関する考え方は、高齢や障がいなど特定の人を対象として捉えてきましたが、今後は全ての方が幸せになるような考え方が必要です。
- 福祉教育の考え方について、地域の人たちと共有することが求められています。

みんなで取り組むことは？

地域福祉活動の担い手確保のため、子どもの頃から福祉教育の学びを進めるとともに、教育の機会を拡充します。また、性別や年齢、障がいの有無に係わらず、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> ●知人や家族と話し合い実践していくことで、人との関わり合いを考えます。 ●福祉教育や人権教育に関する研修等に参加します。 ●周りで起きている問題を他人事ではなく、自分事として捉えます。
地域において取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は障がい者の雇用促進のため、法定雇用率を高めるよう努めます。 ●福祉教育や人権教育に関する研修等を開催します。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉教育を推進するため、児童や生徒を対象とした福祉に関する学習支援の充実を図ります。 ●講演会、疑似体験学習などを企画し、高齢者や障がいのある人に対する理解を深める機会を設けます。 ●福祉について身近な話題をテーマとした講演会等の開催に福祉団体と一緒に取り組みます。 ●障がいや障がいのある人に対する理解を深めるなど、福祉教育の充実を図っていきます。 ●中学校・高校生などの若者のボランティア意識の向上をめざした、おいでよ☆ふくしの社でのボランティア活動や除雪ボランティアなどの実践活動を推進します。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会との連携により、学校現場における福祉教育の推進に努めます。 ●障がい者の生涯学習を推進します。 ●地域住民及び事業者に対し、福祉教育や人権教育を推進します。 ●事業者に障がいのある人の雇用率を高めるよう啓発に努めます。

(2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実

現状と課題は？

- 学校教育や生涯学習を通じて、地域活動やボランティア活動等につながるような取組みを進めることが重要です。そのため、地域・学校をはじめ、社会福祉協議会などの関係機関・団体との連携を強化していくことが重要です。
- 認知症高齢者の行方不明などの事故を未然に防止するため、地域で見守る仕組みづくりが大切です。このためには認知症及び家族介護者を支える工夫などについて学べる機会である認知症サポーター養成講座に幅広い年齢層の人の参加を求める必要があります。

みんなで取り組むことは？

これまでの高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の学ぶ機会の提供だけでなく、近年の社会的孤立、ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など、複合的な課題への対策を学ぶ必要があります。

自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のボランティア、福祉活動、交流会へ積極的に参加します。 ●常日頃から地域での出来事に関心を持つように心がけます。
地域において取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民が、お互いに助け合い、寄り添うことで、人と人、人と地域をつなげるよう心掛けます。 ●福祉に関する学習会、講座などに積極的に参加して、学んだことをまわりの人と共有します。 ●ボランティア活動の体験や研修への参加を呼びかけます。 ●地域での集まりや地域活動、行事、もしくは事業所などでの介護や認知症について学ぶ機会をつくります。 ●地域での集まりや地域活動、行事などのなかで、子どもの健全育成や子育て不安の解消などについて学ぶ機会をつくります。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する啓発のための情報提供の充実を図ります。 ●福祉問題などに関する講演会などを開催し、福祉に関する啓発を図ります。 ●ひきこもりや不登校、ヤングケアラーなどをテーマとした学習の場を設けます。 ●高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会を設けます。

	<ul style="list-style-type: none"> ●多くの市民が興味や関心を持てる福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座などを開催し、身近な福祉問題について理解を深める取組みを進めます。 ●高齢者や障がいのある人の家族介護者が集い、介護技術を学び、悩みや不安について語り合う取組みを支援します。 ●職員による認知症キャラバンメイトでの、認知症サポーター養成講座を推進します。
<p style="text-align: center;">行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症地域支援・ケア向上事業、家族介護支援事業、認知症サポーター養成事業を実施します。 ●福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座など、身近な福祉問題についての理解を深める取組みを進めます。 ●子どもの健全育成や子育て不安の解消に向けた講演会などを企画します。 ●高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会を設けます。 ●育児と介護のダブルケア、8050問題、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題を学ぶ機会を設けます。

第5章 重層的な支援体制の整備について

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第1節 計画の策定にあたって

第2節 重層的支援体制整備事業の概要

第3節 今後の取組みについて

第5章 重層的な支援体制の整備について（重層的支援体制整備事業実施計画）

第1節 計画の策定にあたって

1 重層的支援体制整備事業実施の背景

少子高齢化により人口減少が急速に進行する中で、世帯構成や暮らし、生活の変化、多様化などにより、家族や地域住民同士のつながりが希薄化し、複雑化・複合化した福祉的課題を抱える事案や、各分野の制度の狭間にある課題が顕在化しています。

こうした中、国では令和2（2020）年度に「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

本市では令和2（2020）年度にモデル事業、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までは重層的支援体制への移行事業として、世代、属性を問わず、複雑化・複合化した課題を抱える方・世帯への相談支援を行う「全世代型包括的相談支援事業」を実施し、「ふくし総合相談窓口」を開設して、各相談支援機関等と多機関協働による相談支援を行ってきました。

令和6年度からは、今までの取組みを活かしながら、複雑化・複合化した課題や、制度の狭間にある課題に対する相談支援のさらなる充実を図り、行政、各分野の縦割りのハードルを低くすることでスムーズな連携を促すとともに、参加支援事業や地域づくり事業を通して社会や地域でのつながりや、関係づくりなど、地域で支え合う体制を構築していく「重層的支援体制整備事業」を実施します。

2 計画の位置づけ

社会福祉法第106条の5において、市町村は重層的支援体制整備事業を実施するときは、事業を適切かつ効果的に実施するため、提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める計画を策定するよう努めるものとされています。

本章は、社会福祉法に規定する市町村の重層的支援体制整備事業の実施計画として位置づけます。

第2節 重層的支援体制整備事業の概要

既存の相談支援機関や地域づくりに向けた支援の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ 相談支援」、「Ⅱ 参加支援」、「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

Ⅰ 相談支援

既存の各相談支援機関が、本人や世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め、専門の相談支援機関へのつなぎ又は連携した支援を行い、複雑化・複合化した事案に対し、多機関協働により課題を解決する体制を作ります。

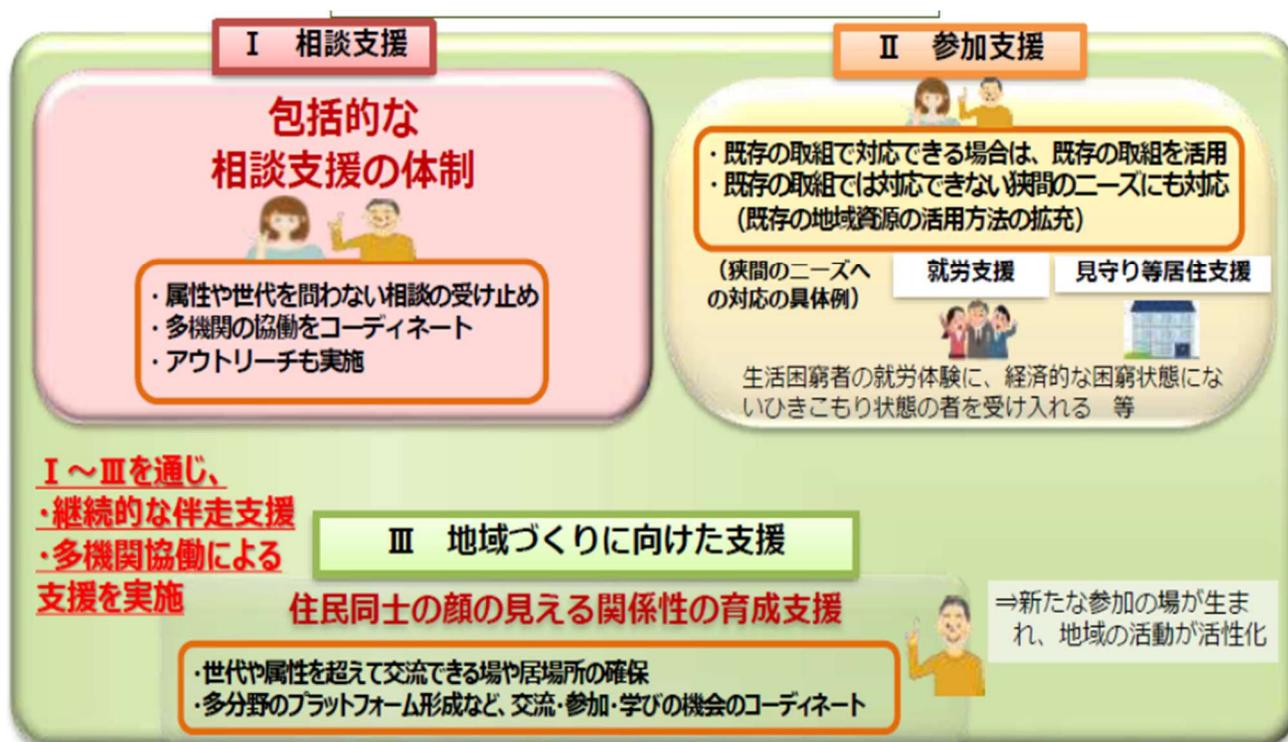
アウトリーチを通じた早期の発見や、支援機関や地域による緩やかな見守り体制のもと、継続的な伴走支援を行います。

Ⅱ 参加支援

本人やその世帯のニーズ等を踏まえ、既存の社会資源を活かして、社会とのつながり作りや、つながりを回復するための社会参加支援を行います。

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

世代や属性を越えて交流できる場や居場所を確保し、交流・参加・学びの機会を生み出し、地域における社会活動の活性化を図るための支援を行います。



出典：厚生労働省 重層的支援体制整備事業研修資料

3つの支援の具体的な実施内容は、社会福祉法第106条の4第2項に規定される6つの事業を、介護、障がい、子ども・子育て、困窮の各分野の既存制度の事業が連携しながら一体的かつ重層的に実施します。

ピンク色：相談支援、黄色：参加支援、緑色：地域づくりに向けた支援

法106条の4第2項		機能	市実施事業名
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センター
	ロ		【障がい】障がい者総合サポートセンター
	ハ		【子ども・子育て】 子ども未来センター運営事業 子ども家庭センター運営事業
	ニ		【困窮】ふくし総合相談窓口
第2号		参加支援	⑨ 参加支援事業
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】（地域介護予防活動支援事業） 介護支援ボランティア事業 シルバーリハビリ体操指導士養成事業 フレイル対策支援事業 地域生き生きサロン推進事業
	ロ		【介護】（生活支援体制整備事業） 生活支援コーディネーター協議体整備事業
	ハ		【障がい】鹿角市地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども・子育て】子ども未来センター運営事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援	⑨ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
第5号		多機関協働	⑨ 多機関協働事業
第6号		支援プランの作成	⑨ 多機関協働事業と一体的に実施

第3節 今後の取組みについて

1. 各支援事業の実施について

I 相談支援

社会福祉法106条の4第2項に掲げる相談支援（第1号）、アウトリーチ等を通じた継続的支援（第4号）、多機関協働（第5号）、支援プランの作成（第6号）の各事業を実施します。

(1) 包括的相談支援事業（第1号）

介護、障がい、子ども・子育て、困窮の各相談支援機関において、相談者の属性や世代に関わらず、一旦、包括的に相談を受け止め、課題を整理し、専門分野の相談支援機関へのつなぎや情報提供などを行いながら、連携して支援を行います。

複雑化・複合化した課題については多機関協働事業につなぎます。（第5号）

イ【介護】地域包括支援センターの運営

事業名	地域包括支援センター
支援対象者	市民
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・高齢者及びその家族からの総合相談窓口・介護予防に関する包括的支援事業・健康づくりや生活支援の提供
実施方式	委託

ロ【障害】障がい者相談支援事業

事業名	障がい者総合サポートセンター
支援対象者	障がい者やその家族、関係者 など
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・障がい者に関する総合相談窓口・障がい福祉サービスの利用相談、紹介・各種支援、制度の情報提供、助言・権利の養護のために必要な援助・虐待の防止及びその早期発見・障がい者に対する理解を深めるための研修及び啓発 など
実施方式	委託

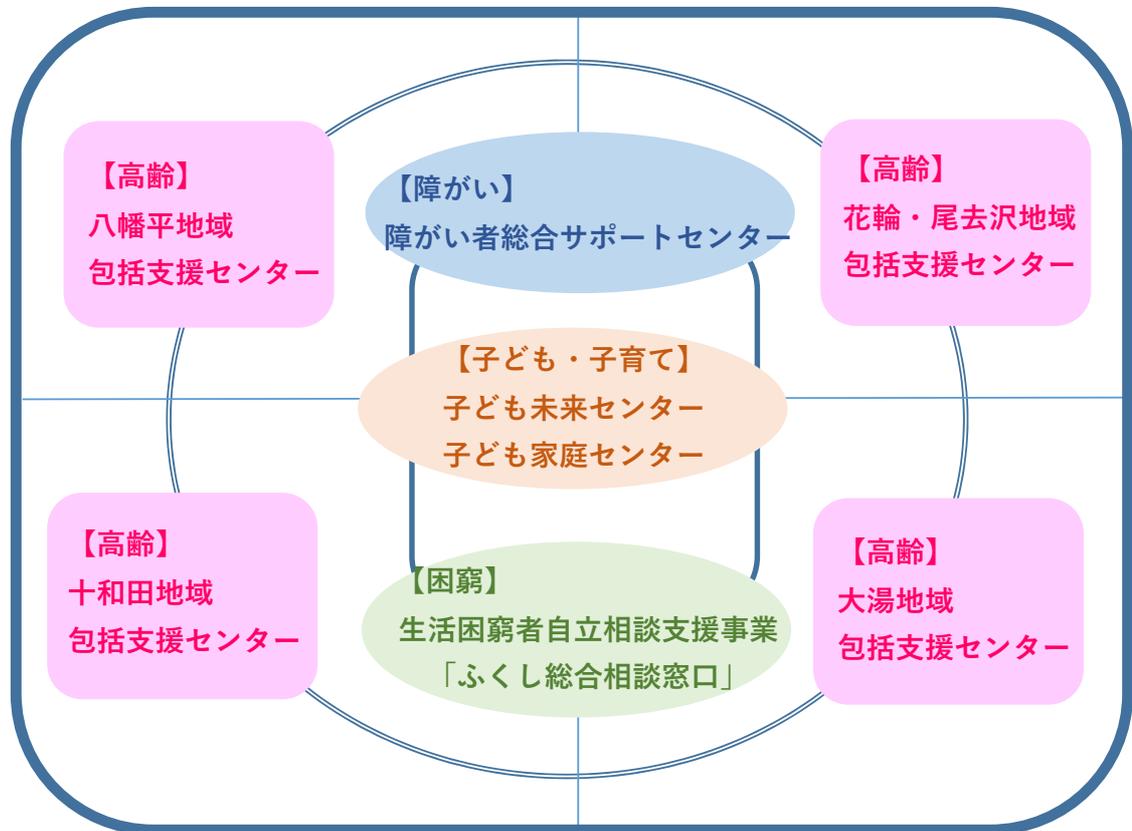
八【子ども・子育て】利用者支援事業

事業名	子ども未来センター運営事業
支援対象者	子育て関係者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> • 子育てについての総合相談窓口 • 地域の子育て関連情報の提供
実施方式	委託
事業名	子ども家庭センター運営事業
支援対象者	妊産婦、子ども、子育て世帯
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> • 子育てについての総合相談窓口 • 母子健康手帳の交付 • 母子育児相談 • 虐待防止
実施方式	直営

二【困窮】自立相談支援事業

事業名	ふくし総合相談窓口
支援対象者	生活困窮者 など
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> • 生活困窮等相談窓口 • 課題解決に向けた支援プランの作成、必要な支援へのつなぎ • 関係機関への同行や就労支援
実施方式	委託

各相談支援事業の実施体制については、介護、障がい、子ども・子育て、困窮の従来の設置形態の変更はせず、各分野の相談支援事業者が密に連携を図る「基本型事業・拠点」体制で行います。



(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（第4号）

福祉的な課題を抱えていても、必要な支援が届いていない人や、世帯に支援を届ける事業を実施しています。

- 支援対象者は、複雑化・複合化した課題に気づいていない、またはどうすればよいのか分からず課題を放置しているような、自ら相談へつなげられない人や世帯です。
- 各支援関係機関や地域住民等とのネットワークや連携を通して情報収集し、複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯を把握します。
- 支援対象者や世帯に対しては、支援に向け、関わり方や関わる機関を検討し、訪問等を行いながら関係性を構築して、課題解決に向けた支援につなげます。

事業名	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
支援対象者	複合化・複雑化した課題を、自ら相談へつなげられない人や世帯
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 支援機関や地域住民と連携し、複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯の把握 関係機関と支援に向けての関わりや訪問、つながりを形成 支援プランの作成（多機関協働事業が作成）
実施方式	委託

（３）多機関協働事業（第５号）と支援プランの作成（第６号）

複雑化・複合化し、単独の支援機関や支援機関同士の通常の連携だけでは、支援や解決が困難な事案に対して支援を行います。

- 多機関協働事業者は、複雑化・複合化した事案について、支援関係機関から挙げられた課題の把握や、支援の方向性の調整、支援機関の役割分担など、主に支援機関の支援やサポートの役割を担います。
- 支援対象者や世帯の課題を整理し、対象者や世帯が望む目標、課題解決に向けた支援プランを作成し、各支援機関が支援を実施します。
- 支援プランは多機関協働事業者が実施する重層的支援会議において、プランの内容等を協議のうえ、決定します。

事業名	多機関協働事業
支援対象者	複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 困難事案の相談や関係機関の情報共有 支援機関が課題等のアセスメント（情報収集） 課題を整理し、各支援機関の支援について調整（支援プランの作成） 各支援機関による支援の実施
実施方式	委託

(4) 重層的支援会議の実施

複雑化・複合化した課題を抱える支援対象者や世帯への支援のため、多職種、関係機関による連携や包括的な支援の協議や検討を行う重層的支援会議や支援会議を開催します。

- 重層的支援会議では、各支援機関との情報共有や支援について、対象者や世帯から同意を得ている事案の各支援プラン（参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働）の方向性や適正性、進捗状況、終結時の評価などについて協議検討します。

また、個別ニーズに対応する社会資源が不足している場合は、社会資源の開発に向けた取組みを検討します。

- 支援会議は、対象者や世帯から情報提供や支援などの同意が得られていないケースについて、会議の構成員（支援関係機関）に守秘義務を設けたうえで、情報提供や情報共有、見守りや支援方法に関して協議検討を行います。

事業名	重層的支援会議
支援対象者	本人同意あり（複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援プランの方向性や適正性、進捗状況の協議検討 ・ 支援機関によるプランの共有 ・ 支援プランの終結時の評価 ・ 社会資源の把握と開発に向けた支援
実施方式	委託
事業名	支援会議
支援対象者	本人同意なし（複雑・複合化した課題を抱える人や世帯）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や関係機関から寄せられた気になる事案の情報提供、情報共有 ・ 見守りや支援方法について協議検討 ・ 緊急性のある事案への対応

Ⅱ 参加支援

(1) 参加支援事業（第2号）

地域や社会とのつながりが薄く、各分野の既存の社会参加に向けた事業だけでは対応できないケースに対応するため、地域の社会資源などを活用して、地域や社会とのつながり作りや、つながりの回復に向けた支援を行います。

- 本人や世帯の課題やニーズを把握しながら、参加支援メニュー（地域の社会資源）をコーディネートし、マッチングを行います。
- 参加支援メニューのコーディネートやマッチングは、既存の事業・活動を行っている行政や団体等（地域の社会資源）に働きかけ、参加支援メニューを開拓します。

事業名	参加支援事業
支援対象者	地域や社会とのつながりが薄く、制度の狭間のニーズを抱える人や世帯
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・本人や世帯の課題等の把握・支援メニュー（地域の社会資源）のコーディネートとマッチング・参加支援プランの作成（多機関協働事業者が作成）・参加支援メニューの開拓
実施方式	委託

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

(1) 地域づくりに向けた支援事業（第3号）

世代や属性を越えて交流できる場や居場所の確保や、住民同士の顔が見える関係性の育成を行います。

- 介護、障害、子ども・子育て、困窮の各分野の既存の事業を活かしつつ、世代や属性を越えて交流できる場や居場所の確保を進めます。
- 行政や各種団体の事業、地域行事等を活用し、交流、参加、学びの機会を生み出し、地域における社会活動の活性化や多様な地域活動が生まれやすい環境の醸成を図ります。

イ【介護】地域介護予防活動支援事業

事業名	介護支援ボランティア事業
参加対象者	市内在住の65歳以上の方（ボランティア活動のできる健康な方）
事業内容	<p>ボランティアの受入れを登録している福祉施設、高齢者生き生きサロン、高齢者会食会等で、ボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加をすることで、自身の介護予防の推進と生き生きとした地域社会づくりを目指します。登録施設：38か所（2023.12月時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション、外出移動補助 ・お茶出し、食事の配膳、下膳補助 ・施設内外の整備補助 ・高齢者生き生きサロン、高齢者会食会での参加者支援 など
実施方式	委託
事業名	シルバーリハビリ体操指導士養成事業
参加者	市民
事業内容	<p>シルバーリハビリ体操指導士養成講座を受講し、指導士として自らの健康増進と地域でシルバーリハビリ体操教室を開催し指導することにより、地域の健康増進と地域・社会参加を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハビリスの会（3級指導士養成講座を修了された人による団体）により各地区教室を開催します。
実施方式	直営
事業名	フレイルサポーター対策支援事業
参加者	市民
事業内容	<p>フレイル（虚弱）状態を測定等で把握します。年2回程度の測定により、自身の体力等の状況把握、栄養・運動・社会参加の介護予防に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレイルサポーターによる測定会 ・フレイルサポーター養成講座
実施方式	直営

事業名	地域生き生きサロン推進事業
参加者	65歳以上の市民
事業内容	<p>地域住民による身近で気軽に集まることのできる居場所を確保し、高齢者等の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、地域内での支え合い体制を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生き生きサロン（週1回以上・年40回以上開催） 運営費1,200円/1回 初年度拠点整備事業費30万円他 ・あっとホーム（月1回以上・年20回以上開催） 運営費1,000円/1回 初年度立上げ費10万円
実施方式	実施者・団体への補助

□【介護】生活支援体制整備事業

事業名	生活支援コーディネーター協議体整備事業
参加者	協議体委員
事業内容	<p>地域の主体的な活動や資源を活用し、高齢者のニーズにマッチングさせ、コーディネーターと協議体が協力しながら取組みを総合的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター第2層（花輪・十和田・八幡平・尾去沢） ・地域支え合いボランティア事業 ・元気な高齢者から学ぶ多世代交流事業
実施方式	委託

ハ【障がい】地域活動支援センター事業

事業名	鹿角市地域活動支援センター事業
参加者	市内在住の障がい者
事業内容	障がい者の創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流等、障がい者等の地域生活支援を行います。
実施方式	委託

二【子ども・子育て】地域子育て支援拠点事業

事業名	子ども未来センター運営事業
参加者	子ども、子育て世帯
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談、援助 ・親子の交流の場の提供 ・育児サークルの支援
実施方式	委託

【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

事業名	生活困窮者等のための地域づくり事業
参加者	行政各部署、支援関係団体、民生委員 など
事業内容	<p>生活困窮者等の多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、行政、関係団体、民生委員等が連携し、地域で支え合い、安心して生活できる共助の基盤づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のニーズ、生活課題の把握 ・地域の社会資源の把握、情報発信 など
実施方式	委託

2. 重層的支援体制整備事業に関する各種会議について

本事業の実施について、関係機関と連携し包括的な支援体制を構築するため、協議や検討、意見交換を行う、庁内連携会議や支援関係機関会議を開催します。

- 庁内では、介護、障がい、子ども・子育て、困窮の各支援事業を所管する課や多機関協働事業所のほか、関係課により、事業の体制や実施、交付金等について協議、検討のため、庁内連携会議を随時開催します。
- 各支援関係機関では、関係機関や行政担当課、地域団体等が、事業の実施や意見、情報交換等を行う支援関係機関会議を開催します。

第6章 成年後見制度の利用促進について

(第2期成年後見制度利用促進基本計画)

第1節 計画の策定にあたって

第2節 現状と課題

第3節 今後の取組みについて

第6章 成年後見制度の利用促進について（第2期成年後見制度利用促進基本計画）

第1節 計画の策定にあたって

1 権利擁護の必要性

少子高齢化や核家族化の影響により、これからの社会は、認知症や高齢者世帯の増加が見込まれています。こうした状況の中、必要な福祉サービスを受けられないケースや、金銭管理を適切に行えず、様々な権利侵害が生じることが懸念されることから、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力に不安がある人の財産や権利を守っていく必要があります。

2 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない人に対して、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだり、不要な契約を取り消したりすることによって、本人の生活や権利を守る制度です。

3 計画策定の背景

平成12（2000）年4月の介護保険制度導入により、原則的に福祉サービスが「措置」から「契約」に移行し、判断能力に不安がある方を支援するため成年後見制度が創設されました。

平成28年（2016）年には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）が施行され、国では平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までを第1期として「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、全国どの地域でも成年後見制度を必要とする人が利用できる体制整備を進めることとしました。

また、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの第2期基本計画では、「地域共生社会」の実現を目指し、全国どの地域でも支援を必要とする人が地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援のネットワークの構築を一層充実させることが求められています。

市町村に対しては、制度利用の促進に関する施策の基本的な計画を定め、必要な体制整備を行うよう努めることが示されており、本市でも国の動向に対応して、令和2年度に「鹿角市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、「地域共生社会」の実現に向け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

4 計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本章は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定する市町村の利用促進に係る基本計画として位置づけます。

第2節 現状と課題

1 成年後見制度等の認知度

令和5（2023）年9月に実施した「地域福祉に関する市民アンケート」の中で、成年後見制度の認知度を調査した結果では、成年後見制度について「名称は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」と「知らない」を合わせると、64.7%の方々が制度を知らないとの回答であり、鹿角市成年後見支援センターについて「名称は聞いたことがあるが、どこにあるか場所は知らない」「知らない」を合わせると、90.8%の人が成年後見支援センターを知らないとの回答であり、いずれも認知度が低い状況となっています。

また、判断能力が低下し、買い物や家族の世話、預貯金等資産の管理などの日常生活や将来に不安を感じたとき、誰に相談したいかという設問は、「家族・親族」が最も多く、次いで「社会福祉協議会」「友人・知人・近所の人」「市役所」という回答になり、最初に相談したい相手は身近な存在の人が多い傾向になっています。

2 成年後見制度等の利用状況

（1）成年後見制度の利用状況

鹿角市における成年後見制度の利用状況は、令和5（2023）年7月現在では、法定後見が35人となっています。鹿角市の人口に対する法定後見利用者の割合は、0.129%と秋田県平均0.132%を若干下回っている状況です。

秋田県内の市町村別成年後見制度の利用者数

(令和5年7月31日現在, 単位: 人) (資料: 秋田家庭裁判所)

	人口(A) R5. 7. 1	法定後見(B)			任意 後見	家裁管轄	法定後見利用 者割合 (B/A)	
		後見	保佐	補助				
秋田県	916, 509	1206	991	165	50	10	秋田家裁	0. 132%
鹿角市	27, 121	35	32	3	0	0	鹿角出張所	0. 129%
秋田市	300, 602	382	287	70	25	8	本庁	0. 127%
能代市	47, 122	40	28	10	2	0	能代支部	0. 085%
横手市	80, 961	59	52	7	0	0	横手支部	0. 073%
大館市	65, 937	70	63	5	2	0	大館支部	0. 106%
男鹿市	23, 117	42	32	8	2	0	本庁	0. 182%
湯沢市	39, 457	71	51	15	5	2	横手支部	0. 180%
由利本荘市	71, 641	181	170	8	3	0	本荘支部	0. 253%
潟上市	31, 109	30	25	4	1	0	本庁	0. 096%
大仙市	73, 853	37	29	7	1	0	大曲支部	0. 050%
北秋田市	28, 044	99	89	9	1	0	大館支部	0. 353%
にかほ市	22, 192	26	17	5	4	0	本荘支部	0. 117%
仙北市	22, 893	21	15	4	2	0	角館出張所	0. 092%
小坂町	4, 496	8	7	1	0	0	鹿角出張所	0. 178%
上小阿仁村	1, 854	12	12	0	0	0	大館支部	0. 647%
藤里町	2, 646	7	5	1	1	0	能代支部	0. 265%
三種町	14, 127	27	22	4	1	0	能代支部	0. 191%
八峰町	6, 058	1	1	0	0	0	能代支部	0. 017%
五城目町	7, 898	7	6	1	0	0	本庁	0. 089%
八郎潟町	5, 262	5	5	0	0	0	本庁	0. 095%
井川町	4, 298	3	3	0	0	0	本庁	0. 070%
大潟村	2, 868	5	4	1	0	0	本庁	0. 174%
美郷町	17, 516	11	9	2	0	0	大曲支部	0. 063%
羽後町	12, 900	27	27	0	0	0	横手支部	0. 209%
東成瀬村	2, 565	0	0	0	0	0	横手支部	0. 000%

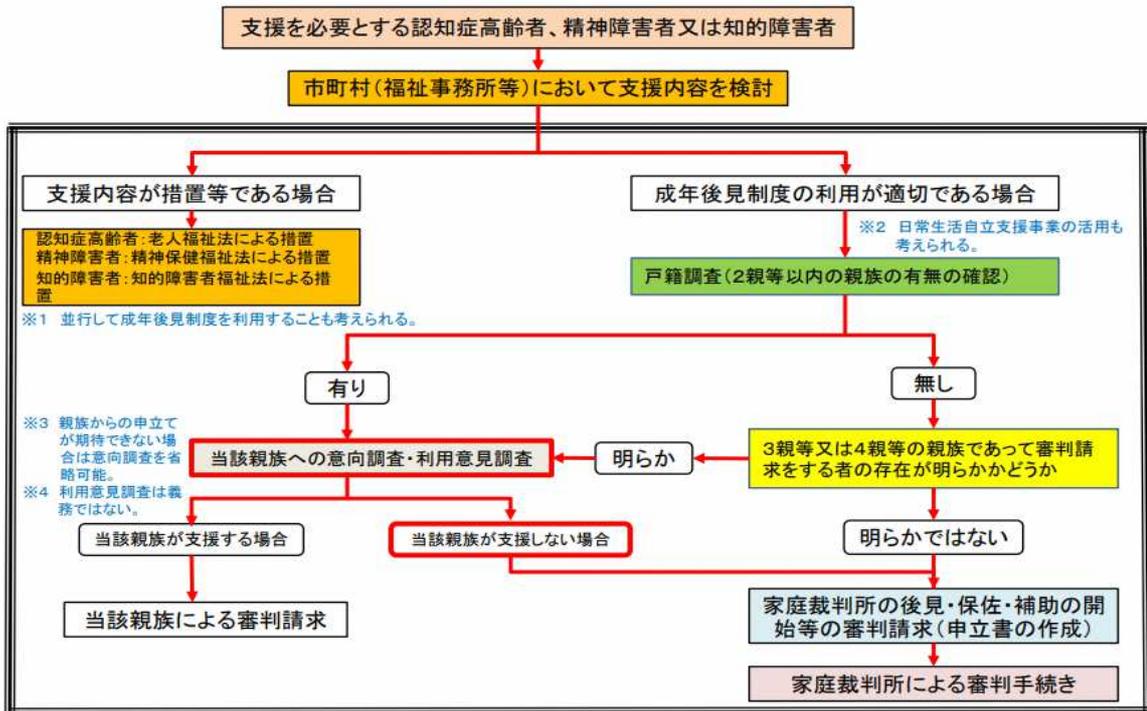
- 1) 令和5年7月1日現在の人口は、秋田県の「秋田県の人口と世帯（月報）」による。
- 2) 秋田家庭裁判所がその管内において令和5年7月31日現在後見等が開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について調査した自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 3) 成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。
- 4) 秋田家裁が後見等を開始しても本人の住所地が秋田家裁の管轄外である場合及び本人住所が秋田県内であっても秋田家裁以外の庁が後見等を開始した場合には、本表には計上されない。

(2) 市長申立について

成年後見の申立ては、本人や4親等以内の親族が行うことが原則ですが、市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができます（老人福祉法第32条）。

市町村長による申立てに当っては、下表とおり市町村は基本的に2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています（ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の申立てをする者の存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われなことが基本となります）。なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等以内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立が必要となる場合があります。

出典：地域包括支援センター業務マニュアル



厚生労働省 健康・労働・福祉 省 02,661,8510588
Ministry of Health, Labour and Welfare

□鹿角市におけるこれまでの市長申立件数は次のとおりです。

(単位:件)

対象者	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	1	0	1	2	0
障がい者	0	0	0	1	0

資料：鹿角市健康福祉部

(3) 鹿角市成年後見支援センターの状況（社協委託）

成年後見制度の利用の促進に関する法律及び鹿角市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、市では推進役となる中核機関の運営を、令和2年度から鹿角市社会福祉協議会に委託しています。

□鹿角市成年後見支援センターへの相談実績（相談者別） （単位：件）

	本人	親族	ケアマネ 包括	法テラ ス	民生 委員	病院	施設	行政	金融 機関	その他	計
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	0	11	4	0	1	0	4	11	0	5	36
R4	3	9	1	5	0	1	1	2	4	3	29

（成年後見支援センター運営協議会資料：市社会福祉協議会）

※施設・・・高齢者関係、障がい者関係

※その他・・・市町村社協（権利擁護センター含む）、各専門職団体、親族・第三者後見人など

□鹿角市成年後見支援センターの内容別相談・支援実績（単位：件）

	制度説明	制度選択	申立支援	活動支援	その他	計
R2	0	0	0	0	0	0
R3	11	5	14	3	3	36
R4	15	3	7	1	3	29

※制度選択・・・成年後見制度や日常生活自立支援事業など事業選択の提案

※その他・・・市長申立の法的な位置づけについて、市外在住の方への申立支援の実施について

3 課題について

前回（平成30年）の地域福祉計画の市民アンケートと比較すると、成年後見制度について、「知っている」が減少し、「制度の内容は知らない」が増えていることから、成年後見制度の認知度は低下しており、制度が市民に浸透していないことがわかります。

また、新たに、令和3年に開設した成年後見支援センターについて尋ねたところ、「知っている」と答えた人の割合は、7.8%となっており、さらなる周知と成年後見支援センターの適正な普及啓発と利用促進が課題となります。

権利擁護支援の担い手については、成年後見制度へのニーズが高まる中、弁護士、司法書士、社会福祉士など親族以外の第三者後見人が増加しています。しかしながら、こうした専門職だけで全てを担うことは難しく、成年後見をはじめ法人後見や市民後見など、担い手の育成にも取り組んでいく必要があります。

第3節 今後の取組みについて

1 取組目標（基本方針）

成年後見制度の理解を促進するため、制度や相談体制の周知を推進するとともに、関係機関と連携し支援が必要な方に寄り添った相談機能の充実と、成年後見制度の利用が困難な人の申立ての支援を行います。

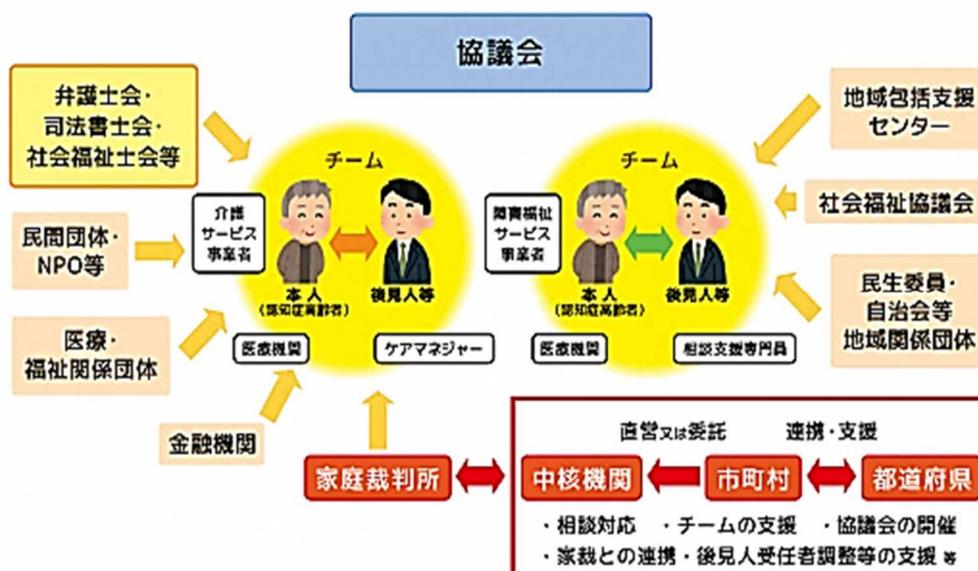
そして、第一期計画で掲げた4つの機能を整理しながら、第二期計画では「地域連携ネットワークの機能」と「地域づくりの取組み」のさらなる強化を進めます。

2 地域連携ネットワークの体制について

取組目標を達成するため、司法・福祉・保健・医療などの連携による地域連携ネットワークを構築して取り組んでいます。本市では、令和3年1月に協議会を設置し、その中で、地域連携ネットワークの推進役となる中核機関（鹿角市成年後見支援センター）の運営を社会福祉協議会に委託しています。

中核機関（鹿角市成年後見支援センター）では、高齢者や障がい者の「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについての相談に応じ、本人の様々な権利が守られるよう支援を行います。また、法律や福祉等に関する関係機関と連携を図りながら、「成年後見制度」利用についての手続き支援や助言を行っています。

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築イメージ（現行）



3 取組内容

(1) 地域連携ネットワークの機能

[広報機能]

- ① 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、周知啓発を行います。
- ② 中核機関（鹿角市成年後見支援センター）は、各団体や関係機関と連携し、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー等の成年後見制度の利用促進に向けた周知・啓発を行います。

[相談機能]

- ① 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に丁寧に対応します。
- ② 市長申立を含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、弁護士・司法書士・社会福祉士等の支援を受けながら、必要な支援を行います。
- ③ 成年後見制度利用支援事業により、申立費用や報酬等の助成等を行います。
- ④ 相談内容により、後見だけではなく、保佐、補助の利用の可能性も考慮します。

[成年後見制度利用促進機能]

- ① 中核機関は、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等と連携を図り、後見人候補者の名簿を整備することにより、円滑な人選を行います。
- ② 家庭裁判所からは、成年後見支援センター運営協議会にオブザーバーとして参加していただき、課題等について意見交換を行います。
- ③ 市民後見人の育成については、専門職後見人や法人後見の活用状況を踏まえながら検討します。
- ④ 日常生活自立支援事業の対象者のうち、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度への移行を検討します。

[後見人支援機能]

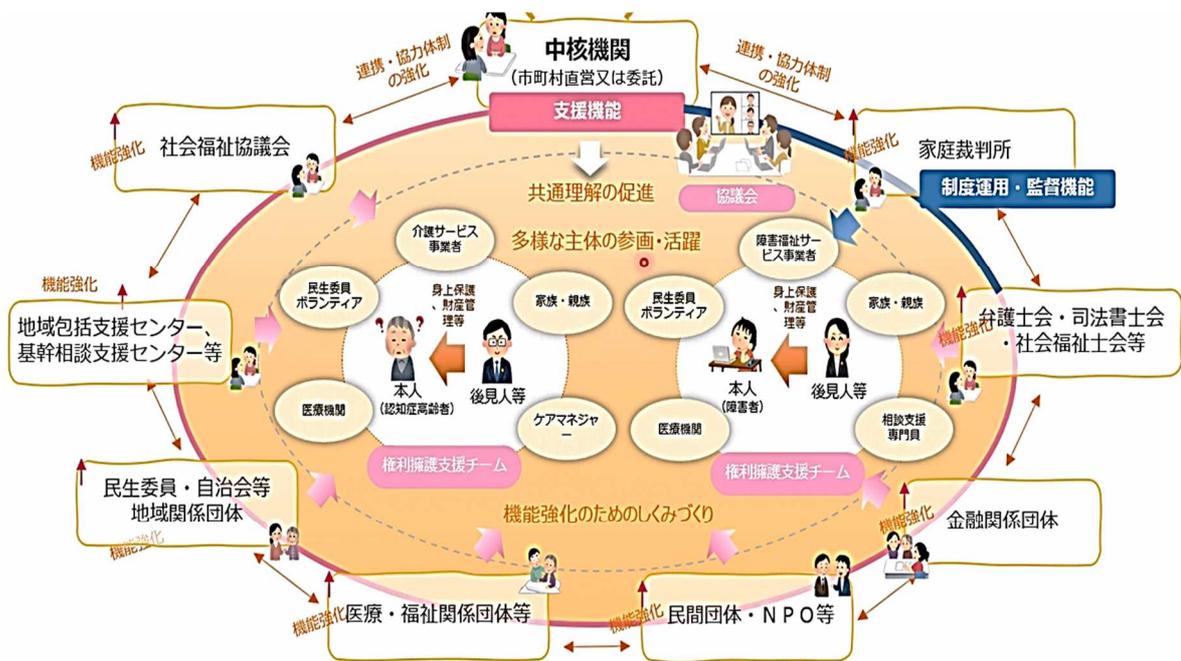
- ① 中核機関は、親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、法的な権限を持つ後見人と関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、適切に対応する体制を整備します。
- ② 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう支援します。

(2) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組み (連携・協力による地域づくり)

地域・福祉・行政・法律専門職や家庭裁判所などの関係者が、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のための仕組みづくり」の3つの視点を持って、自発的に協力して地域づくりに取り組むことで、地域連携ネットワークの機能が強化されます。

「連携・協力による地域づくり」は、取組みの優先順位や工夫について、協議会で話し合いながら協力して進めていくことが大切です。

新たな「地域連携ネットワークの機能強化」の構築イメージ



※ 地域の実情に応じて、法テラス、税理士会、行政書士会、精神保健福祉士協会など成年後見制度について実績のある専門職団体、消費生活センター、公証役場等との連携も想定

4 施策の進捗状況及び評価

基本計画に掲げられた施策については、取組みの着実な推進を図るため、鹿角市成年後見支援センター運営協議会において、毎年度、その進捗状況を把握・評価することとします。

また、各施策の進捗状況を踏まえ、次期計画の策定に向けて各施策の課題の整理・検討を行います。

第7章 社会福祉協議会の取組み

(第5期地域福祉活動計画)

第1節 計画づくりの趣旨

第2節 取組みの体系

第3節 具体的な事業・活動内容

第7章 社会福祉協議会の取組み（第5期地域福祉活動計画）

第1節 計画づくりの趣旨

鹿角市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、平成16年度から福祉関係団体や関係機関などと連携して5か年を計画期間とする「地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定し、これに基づき住民同士の支え合い、助け合いによる「地域福祉の推進」への取組みに力を注いできました。第1期・第2期活動計画は本会の事業計画が中心でしたが、第3期活動計画（計画期間：平成26年度～平成30年度）からは、鹿角市が策定する行政計画「第1期鹿角市地域福祉計画」と同一步調をとり、双方の整合性を持たせた形でこの計画を策定し、本会が地域福祉の推進役となり、地域住民をはじめ、地域の福祉関係団体やNPO・ボランティア、福祉サービス事業者など、様々な活動主体との協働により地域福祉の推進を目指す計画に内容を転換しました。

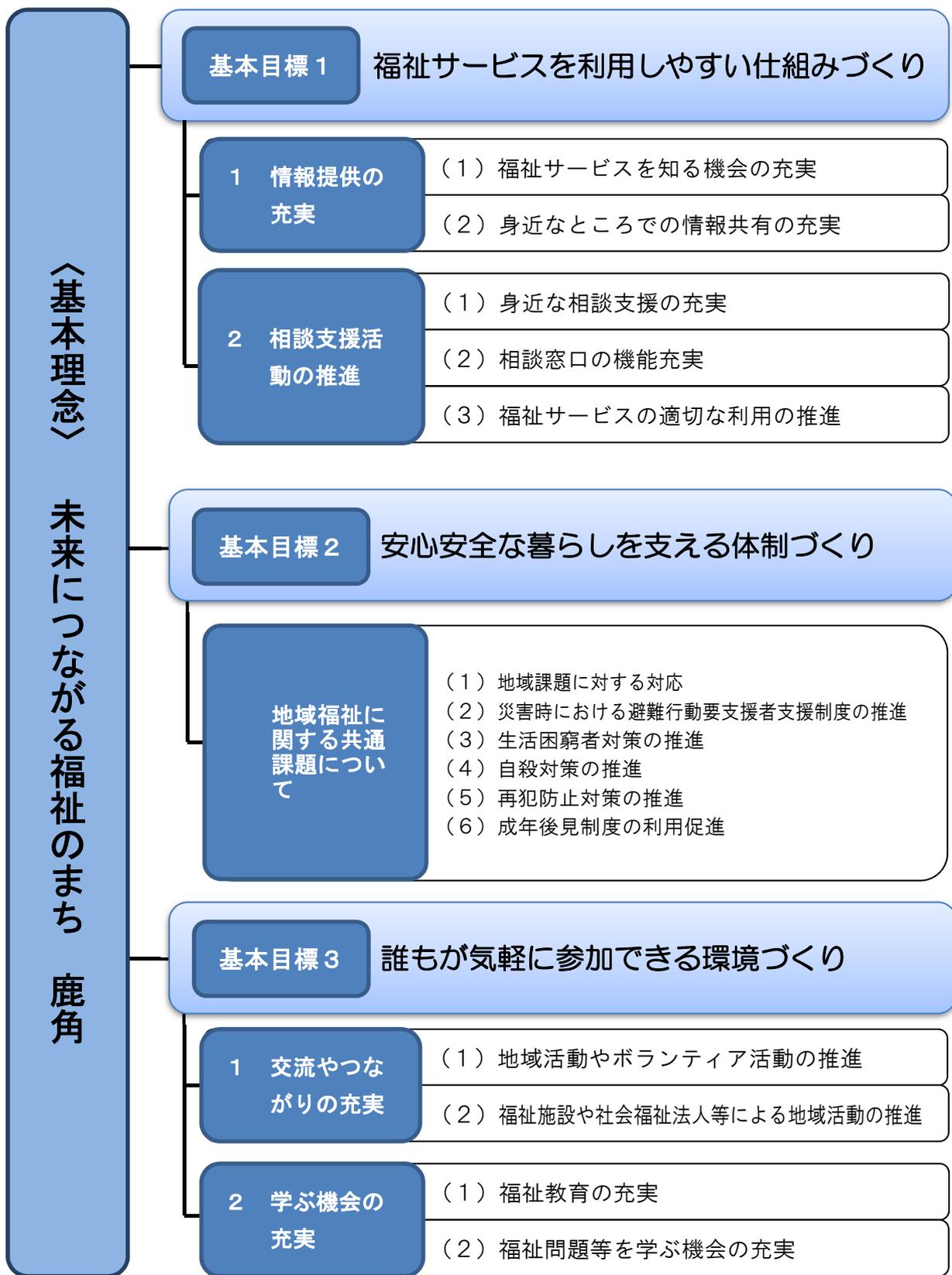
第5期活動計画（計画期間：令和6年度～令和10年度）は、これまでの取組みや行動をさらに効果的なものとして継続するため、市民アンケートやワークショップなどによる課題へ対応するとともに、行政計画との連携を図りながら「ともに支え合う福祉のまちづくり」の基本理念のもと、地域福祉推進のための民間による行動計画を示すものです。

第2節 取組みの体系

近年、人口減少や少子高齢化の進行、働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変容しています。例えば、孤立死やひきこもり、8050問題などの社会的孤立の問題、認知症高齢者や介護が必要な方の増加、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法被害に代表される権利擁護の問題などのほか、一つの世帯で複数の課題を抱えている世帯への対応など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

そのため、国では新たに重層的支援体制整事業や介護保険法の改正による地域包括ケアシステムの構築など、公的な制度やサービスの構築が図られている一方で、公的な福祉だけに頼らない地域住民や民間の参画による支え合い、助け合いの仕組みが改めて必要とされており、地域福祉活動に対する期待も益々大きくなってきています。

このようなことから、社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核として、地域ニーズに基づき課題解決に向けて、住民やさまざまな活動主体が共通認識を持ち、互いに連携・協働することはもとより、住民一人ひとりの参加を得て、様々な支え合い・助け合いにより課題解決に向けた活動や行動を推進することが重要であり、中長期的な視点で計画的に取り組んでいきます。



※取組みの体系は市が策定する地域福祉計画の基本理念、基本目標と同一です (P21)

第3節 具体的な事業・活動内容

社会福祉協議会が現在実施している事業や今後実施を計画する事業ごとに、その具体的な内容や財源、主な連携機関を以下に記載します。

財源欄の「自主」とは、会費収入、寄付金収入、共同募金配分金収入、介護保険事業収入などを、「補助金」とは、鹿角市からの補助金収入を、「受託金」とは鹿角市などからの受託金収入を表しています。

基本目標 1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

より多くの市民に必要な福祉情報を届け、適切な福祉サービスが利用できるよう、「社協だより」やホームページ、インスタグラム等の SNS を積極的に活用し情報提供の充実を図るとともに、福祉座談会や各種研修会の機会を利用し、「活動の見える化」を図り地域福祉活動への理解・参加の促進に努めます。

また、誰もが気軽に相談できる窓口として、相談窓口の周知や戸別訪問（アウトリーチ支援の実践）など利用者の利便性の向上に取り組み、「困っている」と声を出せない人、また困っていることに気づかない人に『気づく仕組み』、困っている人を関係機関へ『つなげる仕組み』、困っている人を孤立させない・つながり合う地域づくり『つながる仕組み』を構築します。また、心配ごと相談や総合窓口の機能充実を図るため、職員の相談技術の向上に努めます。

1 情報提供の充実

(1) 福祉サービスを知る機会の充実

事業・活動	内 容	連携機関	財源		
			自 主	補 助 金	受 託 金
広報活動の充実（福祉サービス等）	「社協だより」やホームページ、インスタグラム等の SNS を積極的に活用し福祉サービス情報を提供		●		
座談会や福祉に関する各種研修会の開催	座談会や各種研修会での福祉サービスや福祉情報の提供	関係機関	●		

(2) 身近なところでの情報共有の充実

事業・活動	内 容	連携機関	財源		
			自 主	補 助 金	受 託 金
広報活動の充実（地域活動等）	「社協だより」やホームページ、インスタグラム等の SNS を積極的に活用し福祉サービス情報を提供		●		
民生委員・児童委員との連携強化	民生委員・児童委員協議会の事務局運営と定例会への参加	民生委員・児童委員			●

関係機関・団体等との連携強化	地域包括ケア推進会議、障がい者自立支援協議会などへの委員参加等	関係機関	●		
福祉サービスや要援護者台帳登録者の情報収集と更新	毎年新しい情報の更新を図るために地域を訪問して情報収集を行うとともに、在宅サービスの紹介や各種利用手続の代行などの在宅生活の支援	民生委員・児童委員、地域包括支援センター	●		●
新支援調整会議、支援会議、重層的支援会議での情報共有	毎月開催している会議を活用し、関係機関と情報共有を図るとともに、相談支援のスキルアップを図る	行政、関係機関			●

2 相談支援活動の推進

(1) 身近な相談支援の充実

事業・活動	内 容	連携機関	財源		
			自主	補助金	受託金
福祉員や民生委員・児童委員など相談支援に携わる人への研修会の開催	複雑化する福祉問題に対応するため、福祉のまちづくり推進会議を開催し、相談事例を通して福祉に対する理解を深める	福祉員等	●		
生活支援コーディネーターの配置	地域支援事業における高齢者への多様な日常生活上の支援体制の充実・強化に向けて、4 地区に協議体を設け地域住民や関係機関等と協働し、それぞれの地域に合った支え合いや助け合い等の仕組み作りをコーディネート	行政、関係機関			●
新アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	4 地区にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、相談窓口に来られない方などへ積極的に訪問活動（アウトリーチ）を行うとともに、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等と連携し支援が届いていない人に支援を届ける。R6 受託開始	民生委員・児童委員、地域包括支援センター、関係機関			●

(2) 相談窓口の機能充実

事業・活動	内 容	連携機関	財源		
			自主	補助金	受託金
ふくしの総合相談窓口総合の充実	福祉に関する総合相談窓口を開設し、生活困窮やひきこもり、認知症高齢者等の相談支援活動を実施	行政、関係機関	●		●
相談支援機関との連携強化と情報の共有	市や関係機関との連絡調整、連携強化と情報の共有		●		
要援護者情報収集と合わせた戸別訪問相談の実施	地域包括支援センターと連携し、地域を訪問して要援護者情報収集と合わせて戸別訪問相談の実施	民生委員・児童委員、地域包括支援センター			●
花輪・尾去沢地域包括支援センター業務	地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行うセンターとして、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置	行政、関係機関			●

(3) 福祉サービスの適切な利用の促進

事業・活動	内 容	連携機関	財源		
			自 主	補 助 金	受 託 金
居宅介護支援事業	介護保険制度に基づく要支援・要介護者のケアプランの作成等		●		
訪問介護事業	介護保険制度に基づく訪問介護		●		
介護予防訪問介護事業	介護保険制度に基づく介護予防訪問介護		●		
居宅介護事業	障害者総合支援法に基づく訪問介護		●		●
移動支援事業	視覚障がい者等の移動支援（ガイドヘルパー）を実施				●
福祉サービス苦情解決制度の周知	福祉サービス向上委員の会議等の苦情解決の周知		●		
移送サービス事業	車イス等で公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がい者への病院への送迎		●		●
まごころ訪問サービス事業	介護保険法や障害者総合支援法など公的な制度の狭間でサービス利用が困難な高齢者や障がい者への家事援助等のサービス提供		●		
介護機器・レクリエーション機器無料貸出事業	車イスなどの介護機器を無料貸出するほか自治会等での福祉活動を応援しようとモルックやカーレット、ポッチャ等を無料貸出		●		
除雪ボランティア活動	除雪に難儀する高齢者世帯や障がい者世帯に対し、市民ボランティアによる除雪支援	民生委員・児童委員、自治会、関係機関	●	●	
生活援助ボランティア	高齢者が要支援状態となっても可能な限り自立した在宅生活を営むことができるよう住民参加型の生活支援	ボランティア、地域包括支援センター		●	
新（仮称）福祉便利屋サービス	高齢者等のちょっとした困りごとを地域内で支援する新たな事業を検討。高齢者が支援を受けるだけではなく、自身の特技や趣味を生かして担い手として活動できるようにマッチングする。R6 サービス内容等検討、R7 事業開始	ボランティア、関係機関			●

基本目標 2

安心安全な暮らしを支える体制づくり

地域福祉活動を推進する社会福祉協議会では、自治会組織強化と地域の実情に応じた取組みの支援を行っていきます。併せて、自治会役員や民生委員・児童委員、福祉員などの参加による「福祉のまちづくり推進会議」を開催し、身近な地域での福祉サービスや要介護者などの情報の共有を図ります。

また、一人暮らし高齢者等の要配慮者の増加に伴い、関係機関や団体との協働による日常の見守り活動の必要性が高まっています。見守り活動を組織的に展開していくため、行政と連携し、ネットワークの構築に向けた取組みを進めていきます。

さらに判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度と日常生活自立支援事業が一体的に支援できる権利擁護センターの運営の充実を図るほか、死後事務、終活支援等新たなサービスの創出に向けて検討していきます。

1 地域に関する共通課題について

(1) 地域課題に対する対応

事業・活動	内 容	連携機関	財源		
			自 主	補 助 金	受 託 金
福祉員の設置推進	地域福祉活動の推進役を担っていただく福祉員の設置の推進	自治会	●		
福祉員、福祉協力員、民生委員・児童委員への研修	地域福祉活動のリーダー役としての研修の実施	自治会、民生委員・児童委員	●	●	
地域福祉ネットワーク活動の推進	住民参加による高齢者世帯等の助け合い・支え合いネットワークを構築し、関係機関と連携しながら活動を推進	自治会、関係機関	●		
福祉座談会の開催	自治会や各種団体の会議などに出向いて情報交換や研修会の実施		●		
送迎・出張ミニサロンの開催	わいわいランチやサロン活動等実施していない、実施できない自治会を対象に、送迎付きまたは出張ミニサロンを開催。介護予防教室や軽作業等を行い、閉じこもり予防と居場所づくりに努める	自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター			●
ぷら〜っとカフェの開催（認知症カフェ）	認知症の方と介護者である家族はもちろぬ、地域住民や介護・医療に携わる方など、大人から子どもまで誰でも参加できるカフェを毎月1回開催	民生委員・児童委員、地域包括支援センター、関係機関		●	
住民ニーズに対応した新規事業の開拓	住民ニーズに対応した新規事業の開拓に向けた関係機関との調査研究	行政、関係機関	●		

(2) 災害時における避難行動要支援者支援制度の推進

事業・活動	内 容	連携機関	財源		
			自 主	補 助 金	受 託 金
災害時や緊急時の地域での支援活動を円滑にするための地域福祉ネットワーク活動の推進	住民参加による高齢者世帯等の助け合い・支え合いネットワークを構築し、関係機関と連携しながら活動を推進	自治会、関係機関	●		
災害ボランティアセンターの運営に向けた備えの充実	災害ボランティアセンター開設・運営のマニュアル化	行政、関係機関	●		
災害ボランティア養成研修の開催	住民同士の支援活動を円滑に進めるための講座	行政、関係機関	●	●	
要支援者情報による避難支援や安否確認、避難行動に関する地域支援	要支援者台帳登録者に基づく地域支援	行政、自治会、関係機関	●		
災害ボランティアセンターの運営	マニュアルに基づく災害ボランティアセンター運営	行政、関係機関	●		

(3) 生活困窮者対策の推進、(4) 自殺対策の推進、(5) 再発防止対策の推進、
(6) 権利擁護の推進

事業・活動	内 容	連携機関	財源		
			自 主	補 助 金	受 託 金
生活困窮者自立相談支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている方へ、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う	行政、関係機関			●
家計相談支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、早期の生活再生を支援	行政、関係機関			●
就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ぐに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う	行政、関係機関			●
㊦多機関協働事業	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、プラン作成を通じて支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。R6 受託開始	行政、関係機関			●
㊦参加支援事業	地域や社会とのつながりが薄く、既存の社会参加に向けた事業だけでは対応できない個別ニーズを抱える方へ、地域や社会とのつながり作り・つながりの回復に向けた支援を行う。R6 受託開始	行政、関係機関			●
たすけあい資金・生活福祉資金等貸付事業	低所得者等の生活や教育など支援する資金の貸付	民生委員・児童委員、県社協	●		●
フードバンク事業	コープ東北サンネット事業連合と協定を結び、生活困窮世帯等への食料品などを提供	関係機関	●		
ひきこもりやニート、不登校児等のための居場所づくりや相談窓口などの体制整備	個別相談会、訪問活動(アウトリーチ)、居場所づくり事業を通じて、ひきこもりやニート、不登校児、また家族等を支援するとともに、市民向け研修会を開催し、理解促進を図る	行政、関係機関			●
相談窓口の充実と相談支援強化	福祉に関する総合相談窓口や心配ごと相談の開設		●		
相談支援機関との連携強化と情報の共有	市や関係機関との連絡調整、連携強化と情報の共有		●		
権利擁護センターの運営(成年後見制度法人後見・日常生活自立支援事業)	利用者の権利擁護を目的とした成年後見制度法人後見や日常生活自立支援事業の利用支援と啓発活動を実施	行政、県社協、関係機関	●		●
成年後見支援センター	成年後見制度の相談に対応するとともに、制度の普及啓発に努める。このほか、申立支援をはじめ後見人への支援を実施	行政、関係機関			●
依存症支援活動	アルコールやギャンブル等に悩む本	行政、関係機関	●		

	人、また家族へアルコール学習会や鹿角アディクション問題を考える会を紹介し、支援に結びつける				
⑧ 死後事務、終活支援等新たなサービスの検討	身寄りのない方等への死後事務等をはじめ、身元保証、医療同意など現行の制度では対応できないニーズに対応できる新たなサービスを検討する。R6 視察研修等情報収集、R7～事業内容検討	行政、関係機関	●		

基本目標 3 誰もが気軽に参加できる環境づくり

市内で活動するボランティア団体と連携を図り、幅広い活動ができるようにボランティア養成講座や研修会等を開催し、人材の発掘と養成したボランティア等に対し、多くの活動機会を提供するため、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。

また、地域ではさまざまな生活課題や福祉課題が顕在化しており、生活支援コーディネーターによる、地域ニーズの把握と新たな生活支援サービスの構築を図っていきます。このほか、介護事業等福祉の人材育成・確保が喫緊の課題であることから、市内の社会福祉法人及び介護事業所等と連携し、安定した福祉サービスを提供できるように、情報共有を図りながら連携強化に努めます。

1 交流やつながりの充実

(1) 地域活動やボランティア活動の推進

事業・活動	内 容	連携機関	財源		
			自主	補助金	受託金
地域福祉ネットワーク活動によるサロン活動の支援	各地区での小地域福祉ネットワークで開催されるサロン活動への助成や活動支援	自治会、関係機関	●		
わいわいランチ活動（敬老月間わいわいランチ含む）	自治会で開催される昼食交流会「わいわいランチ」の開催支援	行政、自治会			●
地域交流への企画支援（福祉座談会）	自治会や各種団体が開催している地域の交流事業への企画支援		●		
広報等を通じて自治会等で行われている活動や行事の周知	「社協だより」やホームページ、インスタグラム等の SNS を積極的に活用し自治会等での活動や行事情報の提供	自治会	●		
広報活動の充実	「社協だより」やホームページ、インスタグラム等の SNS を積極的に活用し福祉サービス情報の提供		●		
ボランティアセンターの運営	ボランティアに関する相談、養成、発掘、団体の支援・連絡調整、コーディネーターの配置など	ボランティア連絡協議会	●	●	
ボランティア初心者講習会の開催	きっかけづくりや今後の活動に役立つ講座の開催	学校、関係機関	●	●	

除雪ボランティア活動	除雪に難儀する高齢者世帯や障がい者世帯に対し、市民ボランティアによる除雪支援	自治会、関係機関	●	●	
⑧地域のつながり事業	生活支援コーディネーターと4地区協議体を中心に、地区ごとに世代間交流や生きがいづくり事業を実施。R6事業開始	行政、関係機関			●

(2) 福祉施設や社会福祉法人等による地域活動の推進

事業・活動	内 容	連携機関	財源		
			自 主	補 助 金	受 託 金
夏休みボランティア・福祉体験チャレンジ学習の開催	夏休み期間に中学生や高校生を対象にした福祉施設などでの福祉体験学習を開催	学校、福祉施設	●	●	
介護支援ボランティア制度	65歳以上の方が福祉施設等の受入機関でのボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加や自身の介護予防と生きがいづくり	NPO、福祉施設等			●
ひきこもりやニート、生活困窮者などのための就労体験などの受入事業所の新規開拓（職親事業、認定就労支援事業など）	ひきこもりやニート、生活困窮者など社会復帰に向けた就労体験など社会とつながるきっかけとなる受入事業所の新規開拓	行政、NPO、福祉施設等			●
要支援者情報による避難支援や安否確認、避難行動に関する地域支援	要支援者台帳登録者に基づく地域支援	自治会、行政、関係機関、福祉施設等	●		
社会福祉法人及び介護事業所との連携強化	介護事業等福祉の人材育成・確保が喫緊の課題であることから、市内の社会福祉法人及び介護事業所等と連携し、安定した福祉サービスを提供できるように、情報共有を図りながら連携強化に努める	行政、社会福祉法人、介護事業所等	●		

2 学ぶ機会の充実

(1) 福祉教育の充実

事業・活動	内 容	連携機関	財源		
			自 主	補 助 金	受 託 金
高齢者や障がい者の疑似体験学習	高齢者や障がい者の身体的機能を疑似体験し学習できる用具貸与と指導	学校、関係機関	●	●	
児童・生徒に対する福祉授業の企画支援	児童生徒が人権や福祉の理解を深める学習会等への企画支援	学校、関係機関	●	●	
大人の福祉教育の推進	多くの市民が興味や関心を持てる福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座などを開催	行政、ボランティア連絡協議会、関係機関	●	●	

(2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実

事業・活動	内 容	連携機関	財源		
			自 主	補 助 金	受 託 金
広報活動の充実	「社協だより」やホームページ、インスタグラム等の SNS を積極的に活用し福祉サービス情報の提供		●		
地域福祉問題に関する学習会の企画	市民への地域福祉課題に関心を深め理解と認識を深める学習会の企画	関係機関	●		
社会福祉大会の開催	地域福祉の理解や認識を深める講演や功労者等の表彰	関係機関	●		
おいでよ☆ふくしの杜の開催	地域で暮らす人たちがお互いに思いやり、ともに支え合い、お互いに認め合うことのできる地域を目指し、そして健康で生き活きとみんなが安心して暮らせるふくしのまちづくりを推進するため開催	行政、ボランティア連絡協議会、関係機関	●	●	

第8章 計画の評価・見直しについて

第8章 計画の評価・見直しについて

本計画に基づく地域福祉の取組みを効果的かつ継続的に推進していくために、中間年に地域福祉の進捗状況の評価を行い、必要に応じて策定委員会を開催し、計画の見直しを行います。



計画	年度	計画期間（年度）									
		2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
地域福祉計画		第2期 2019～2023					第3期 2024～2028				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)		第4期 2019～2023					第5期 2024～2028				
重層的支援体制整備事業 実施計画							第1期 2024～2028				
成年後見制度利用促進 基本計画			第1期 2020～2023				第2期 2024～2028				

鹿角市総合計画	第6次後期 ～2020	第7次前期 2021～2025			第7次後期 2026～
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第7期 ～2020	第8期 2021～2023	第9期 2024～2026		第10期 2027～
障がい者計画	第5期 ～2020	第6期 2021～2025			第7期 2026～
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第5期・第1期 ～2020	第6期・第2期 2021～2023		第7期・第3期 2024～2026	第8期・第4期 2027～
子ども・子育て支援事業 計画		第2期 2020～2024			第3期 2025～
健康かづの21計画	第2期 ～2020	第3期 2021～			
未来へつなぐ子ども計画	第1期 ～2020	第2期 2021～2025			第3期 2026～
自殺対策計画		第1期 2019～2023			第2期 2024～2028

資 料 編

■鹿角市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民が健康で安心して暮らし、ともに手を携えて支え合って生きることのできる地域社会の実現のため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく鹿角市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画及び成年後見制度利用促進基本計画（以下「地域福祉計画等」という。）を策定するため、鹿角市地域福祉計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画等の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画等の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表第1に掲げる関係団体から推薦された者から市長が委嘱する。

2 策定委員会に策定アドバイザーを置くこととし、委員とは別に学識経験者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員及び策定アドバイザー（以下この条において「委員等」という。）の任期は、委嘱した日から令和6年3月31日までとする。ただし、委員等が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。
- 4 策定委員会は、特に必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 策定委員会に、地域福祉計画等の策定に関する調査、研究及び分析を行うため、別表第2に掲げる作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の部会員は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 作業部会に部会長、副部会長各1名を置き、作業部会員の互選によりこれを定める。

- 4 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、座長となる。
- 5 作業部会には、必要に応じて作業部会員以外の助言者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庁内検討会)

第8条 地域福祉計画等の策定にあたり、専門的な調査研究を行うための庁内組織として、庁内検討会を置く。

- 2 庁内検討会の構成員は、次に掲げる課の職員であって、当該所属長から推薦された者をもって充てる。

- (1) 総務課
- (2) 政策企画課
- (3) 生活環境課
- (4) 福祉総務課
- (5) すこやか子育て課
- (6) あんしん長寿課
- (7) 産業活力課
- (8) 都市整備課
- (9) 総務学事課
- (10) 生涯学習課

(地域福祉計画等の決定)

第9条 地域福祉計画等は、庁議において決定する。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、鹿角市健康福祉部福祉総務課及び鹿角市社会福祉協議会に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される策定委員会は、第6条の規定に関わらず市長が招集する。

別表第1 (第3条関係)

関係団体	人数
秋田弁護士会	1人
成年後見センター・リーガルサポート秋田支部	1人
秋田県社会福祉士会	1人
地区民生児童委員協議会	8人以内
鹿角市老人クラブ連合会	1人
鹿角市身体障害者協会	1人

鹿角地区保護司会	1人
介護支援専門員連絡会議	1人
かづのファミリー・サポート・センター	1人
鹿角市自立支援協議会	1人
鹿角市介護保険運営協議会	1人
NPO法人	1人
地区地域づくり協議会、市民センター協議会	4人以内
その他市長が必要と認める者	1人

別表第2（第7条関係）

部会名	人数
バリアフリー部会	4人以内
高齢者生きがい部会	4人以内
子育て・健康部会	4人以内
福祉教育・ボランティア部会	4人以内
地域コミュニティ部会	4人以内
成年後見部会	4人以内

■鹿角市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

役職	氏名	団体名	所属・役職
委員長	佐藤 良子	花輪地区民生児童委員協議会	副会長
副委員長	長内 昭継	十和田地域づくり協議会	地域づくり部会
委員	志賀 貴光	秋田弁護士会	法テラス鹿角
委員	上田 桂	成年後見センター・リーガルサポート秋田支部	司法書士
委員	木村 智子	秋田県社会福祉士会	権利擁護センター ぱあとなあ秋田運営委員
委員	児玉 忠幸	花輪地区民生児童委員協議会	副会長
委員	村木 殊勝	十和田地区民生児童委員協議会	副会長
委員	平塚 幸見	十和田地区民生児童委員協議会	副会長
委員	加賀 憲	尾去沢地区民生児童委員協議会	副会長
委員	三ヶ田 昇	八幡平地区民生児童委員協議会	副会長
委員	海沼 信義	鹿角市老人クラブ連合会	理事
委員	小田島 昭	鹿角市身体障がい者協会	会長
委員	田口 敏子	鹿角地区保護司会	事務局長
委員	和井内 光子	介護支援専門員連絡会議	大湯リハビリ温泉病院 居宅管理者
委員	高田 牧美	かづのファミリー・サポート・センター	リーダー
委員	田島 秀子	鹿角市障がい者自立支援協議会	東山学園施設長
委員	村木 定七	鹿角市介護保険運営協議会	委員
委員	駒ヶ嶺 裕子	NPO法人子どもコンシェルジュ	理事長
委員	豊田 憲雄	花輪地域づくり協議会	運営委員
委員	石坂 久夫	尾去沢市民センター協議会	地域づくり部会
委員	齊藤 常夫	八幡平地域づくり協議会	会長
策定アドバイザー	吉田 守実	八戸学院大学 健康医療学部 人間健康学科	学科長 教授

■鹿角市地域福祉市民意識調査結果

調査結果を鹿角市ホームページにて公開しておりますので、ご覧ください。
また、自由記述の主なご意見は、次のとおりです。

設問＜誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、誰一人取り残さない（SDGs 理念）地域づくりを進めるため、ご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。＞

- ・地域での高齢化、一人暮らし等が増えていて、昔のような近所付き合いがほとんどなくなってきている。仕事がないこともあり、外で出ていく人も多い。人が多くなること、人が増えるといろんなことができると思います。
- ・鹿角市または周辺に企業が少なすぎるため、住みたくても仕事がない。
- ・高齢者のみの世帯が増え、何より足の確保が大事かと思います。
- ・確実に進むであろうデジタル化に対応するべくサポートしてくれる家族、友人がいないので、情報の見逃しが心配です。
- ・若い人の定住化、人口減少の対策。
- ・今の時代だから、人とのコミュニケーションがとても大切なのではと思います。
- ・昔の考えや慣習が古く残っており、若い人何か参加したりすることは難しいと思う。
- ・これからの社会をつくっていくのは若者たちです。その若者の住みたいまちを柱にするべき。
- ・自分でできることはやる。そして周囲と協力し、地域のみんなと一緒に頑張っ生きていきたいと思います。
- ・地域の福祉に参加したいと思うが、仕事をしているため平日に参加できない。
- ・若い人の働く場所の確保。会社、農業の後継者の育成、支援。
- ・「誰一人取り残さない」に関して、一律に参加を強制するのはよくないと思います。それによって、参加しない人が周囲に批判される地域があるのも好ましく思えません。

■事業所アンケート調査結果

調査結果を鹿角市ホームページにて公開しておりますので、ご覧ください。
また、自由記述の主なご意見は、次のとおりです。

設問＜地域の抱えている課題や住民のニーズを把握している場合、その内容を教えてください。＞

- ・福祉サービスの人材不足
- ・人口減少、少子高齢化が深刻になってきている。人口減少によって労働力不足、空き家などの問題が生じている。

- ・身内が近くにいない。または身元引受人がないというケースが増えてきています。
- ・地域文化継承のための後継者。
- ・医療機関への移動手段の問題
- ・福祉サービスを受ける人自体、減少傾向にある。

設問＜誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、誰一人取り残さない（SDGs 理念）地域づくりを進めるため、ご意見ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。＞

- ・地域資源（人材等）を利用、活用し、できるだけ自宅で生活し続けられる地域をつくるのが大事だと思います。
- ・医療や福祉がもっと充実できればいいと思う。
- ・鹿角市の人口減少を食い止めることが、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続ける」ことにつながるのだと思います。支えることができる人（労働者）がいることで、「誰一人取り残さない」ことができるのだと思います。
- ・鹿角市が力を入れている「カーボンニュートラル」に関連して、企業誘致はできないものかと思っています。
- ・高齢化が進み地域を支える若い人も少ない。
- ・今後、地域づくりを考えた時に必要とされるのは、若い人に選んでもらえる地域にしていくことだと思います。

■福祉のまちづくり推進会議におけるワークショップ

1 テーマ 「地域の課題とその解決策」について

2 対象者および講師

対象者：福祉員（自治会長）、民生・児童委員、福祉協力員 合計110名

講師：吉田 守実 氏（八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 学科長兼教授）

3 開催日時および参加者数

	期日	場所	出席者数
八幡平地区	令和5年 7月 7日（金）	八幡平市民センター 体育場	23名
十和田地区	令和5年 7月 7日（金）	十和田市民センター ホール	31名
尾去沢地区	令和5年 7月10日（月）	尾去沢市民センター 講堂	13名
花輪地区	令和5年 7月10日（月）	コモッセ 講堂	43名